

政策調整会議次第

日時 令和3年8月2日（月）

執行部連絡会終了後

場所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議題

- （1）令和3年度朝霞市行政評価（内部評価）結果について
- （2）第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
- （3）朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について

令和 3 年度

朝霞市行政評価（内部評価）
結果報告書

朝霞市

目 次

I	行政評価の概要	1
1	行政評価制度とは	1
	(1) 行政評価の定義	1
	(2) 行政評価の目的	1
3	行政評価制度の概要	2
	(1) 行政評価制度の全体像	2
	(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用	4
II	行政評価結果	5
1	施策評価結果の集計	5
	(1) 評価の概要	5
	(2) 施策の分析	5
	(3) 今後の展開方針	7
2	行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～	7
	(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活	8
	(2) 第2章 健康・福祉	10
	(3) 第3章 教育・文化	13
	(4) 第4章 環境・コミュニティ	16
	(5) 第5章 都市基盤・産業振興	18
	(6) 第6章 基本構想を推進するために	23
III	行政評価結果の活用と制度の改善	26
1	行政評価結果の活用	26
2	行政評価制度の改善	26
参考資料		
1	朝霞市行政評価実施要綱	27
2	施策一覧	28
3	施策評価シート	30

I 行政評価の概要

1 行政評価制度とは

地方自治体は、市民ニーズの多様化と地方分権の進展の中で、健全な財政の維持と行政サービスの質や市民満足度の向上との両立が求められています。

そのためには、地域の特性を生かした政策主導型の行政運営により政策の推進を図るとともに、行政活動を客観的に評価し、限られた財源を複数の政策的課題へ選択的に振り向けることを可能にする総合的なマネジメントシステムとして、行政評価制度を構築する必要があります。朝霞市においては、「行政評価の定義」と「行政評価制度の目的」を次のとおりとし、平成19年度から導入を進め、平成23年度以降本格的に実施しています。

(1) 行政評価の定義

行政評価とは、「行政活動によって生み出された成果を測定し、その結果を次の活動へと結びつける一連のプロセス」のこと。

(2) 行政評価の目的

①成果を重視した政策主導型の行政運営への転換

朝霞市総合計画に基づく行政活動の結果を、行政評価制度を通じて適確に検証しながら、成果を重視した政策主導型の行政運営への転換を図ります。

②質の高い行財政運営の実現

行政評価制度の運用を通じて、業務手順を常に見直すPDCAサイクルの定着化を図り、行政サービス水準の向上と効率化、行政コストの削減を進め、市民が求める質の高い行財政運営を実現します。



③行政資源の投入効果とその結果について説明責任を果たす

施策・事務事業の実施内容と目標に対する達成度を明確にし、どのような成果や市民への効果をもたらしたのかを明らかにするために、行政評価の結果を市民に公表し、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たし、市民の市政への理解と参画意識を促進します。

2 行政評価制度の概要

(1) 行政評価制度の全体像

行政評価制度は、事務事業評価、施策評価、外部評価の3つのしくみで構成します。

①事務事業評価

- ・総合計画の実施計画に位置付けた事務事業を所管する担当課による評価(自己評価)を実施します。
- ・個々の事務事業について、投入コストや成果(業績)を把握し、事務事業レベルの進行管理を行います。
- ・事務事業の性質、現状、課題などを分析し、成果を高めてコストを削減するための業務改善のあり方について検討します。

②施策評価

- ・総合計画の基本計画で定める施策について、主として所管する課(部長、主管課長等)により事務事業評価の結果を踏まえた施策評価を実施します。
- ・事務事業を束ねた施策のレベルで、投入コストや成果(業績)を明確にし、総合計画の進捗状況を把握します。
- ・施策目標を達成するために最適な手段となる事務事業を選択し、事業費や労働量等の経営資源の配分のあり方を検討します。

③外部評価

- ・行政内部による評価だけでなく、市民や有識者からなる外部の視点から施策評価の結果を検証し、提案や意見を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

【第5次総合計画の構成】

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

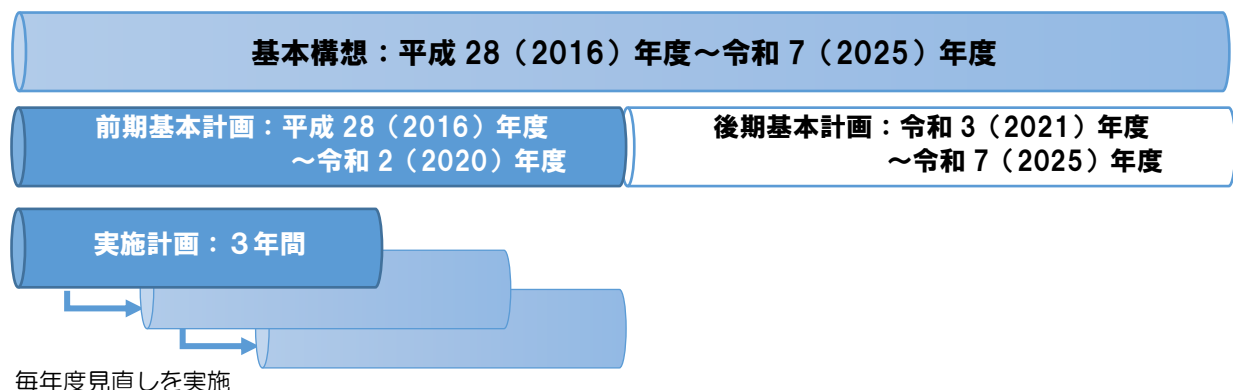
基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成 28（2016）年度から令和 7 年（2025）年度までの 10 年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間で計画期間とします。
前期：平成 28（2016）年度から
令和 2（2020）年度まで
後期：令和 3（2021）年度から
令和 7（2025）年度まで

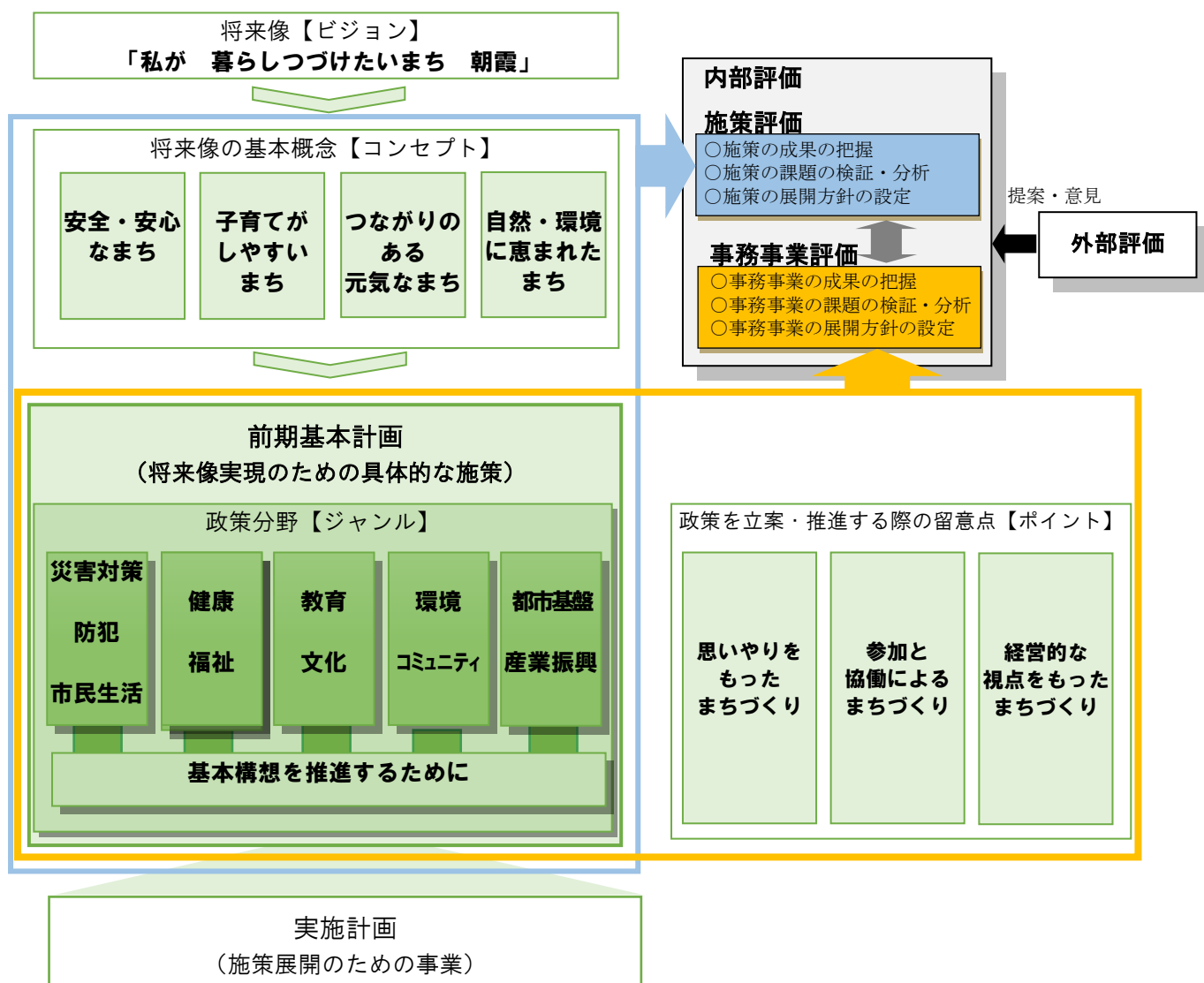
実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間で計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



【基本構想・前期基本計画・実施計画と行政評価の関係】



(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用

行政評価制度が全庁的に有効に機能するには、市の総合計画と連動させ総合的なマネジメントシステムとして実効性を発揮する制度として運用することが重要です。そのためには、担当課及び担当職員が評価結果を踏まえ、具体的に業務内容を検証し、より効果的な計画の推進と予算の執行が図れるようにしていくことが前提となります。

①総合計画進行管理との連動

総合計画の進行管理は基本計画を基本に具体的な事業等の実施内容や達成度を把握する形で実施しており、行政評価における施策評価の結果と重ね合わせて捉えることができるようになります。これらを踏まえ、業務の効率化を図るよう検討します。

②予算編成への活用の検討

事務事業の効果的な選別のため、行政評価の結果を予算編成に必要な情報として提供するとともに予算査定に反映させるなどの活用方法も検討します。

Ⅱ 行政評価結果

1 施策評価結果の集計

(1) 評価の概要

令和3年度の評価（対象：令和2年度実施施策）では、第5次総合計画の中柱の82施策を対象に評価を行いました。なお、1つの施策を複数課で担当する場合には、主管課を設定し、主管課が中心となり関連課と調整を図りながら評価を行いました。

(2) 施策の分析

①達成度

59施策（72.0％）が「A目標・計画を大幅に上回る成果があがっている」、「B目標・計画を十分に上回る成果があがっている」または「C目標・計画どおりに成果があがっている」の評価でした。「D目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった」は22施策（26.8％）、「E目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった」は1施策（1.2％）でした。

■達成度	施策数	割合
A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている	1	1.2%
B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている	5	6.1%
C 目標・計画どおりに成果があがっている	53	64.7%
D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった	22	26.8%
E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった	1	1.2%
計	82	100%

②必要性

58施策（70.7％）の施策が「A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある」または「B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある」の評価でした。「C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない」は23施策（28.1％）、「D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある」は1施策（1.2％）でした。

■必要性	施策数	割合
A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある	10	12.2%
B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある	48	58.5%
C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない	23	28.1%
D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある	1	1.2%
E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある	0	0%
計	82	100%

③達成度と必要性のクロス分析

達成度と必要性のクロス分析を行った結果、現状での達成度が低く、さらに今後、ニーズ及び解決すべき課題が増加する方向にある施策が14施策ありました。これらの施策については、重点的に取り組む候補として検討する必要があると考えられます。

■必要性 ■達成度	A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある	B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある	C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない	D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある	E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある	計
A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている	1	0	0	0	0	1
B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている	0	4	1	0	0	5
C 目標・計画どおりに成果があがっている	5	34	13	1	0	53
D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった	4	10	8	0	0	22
E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった	0	0	1	0	0	1
計	10	48	23	1	0	82

*参考：必要性がAまたはBで、達成度がDまたはEの施策

下記に掲載した14施策については、重点的に取り組むことを検討する必要があると考えられます。

総合計画コード	施策名	課名
231	共生社会の実現	障害福祉課
233	自立した社会生活・就労支援	障害福祉課
313	質の高い教育を支える教育環境の整備充実	教育総務課
321	生涯学習活動の推進	生涯学習・スポーツ課
324	学習しやすい環境整備の充実（博物館）	文化財課
341	歴史や伝統の保護・活用	文化財課
343	地域文化によるまちづくり	地域づくり支援課
411	住みよい環境づくりの推進	環境推進課
431	コミュニティ活動の推進	地域づくり支援課
441	市民活動への支援	地域づくり支援課
442	市民活動環境の充実	地域づくり支援課
562	起業・創業の支援	産業振興課
631	外国人市民が暮らしやすいまちづくり	地域づくり支援課
655	適正かつ効率的な行政事務の遂行	政策企画課

(3) 今後の展開方針

①施策の方向性

45施策（54.9%）が「重点化」、15施策（18.3%）が「内容を見直し」と評価されました。それぞれの項目にチェックがつけられた施策については、積極的に取り組む必要があります。

■重点化	施策数	割合
重点化	45	54.9%

■内容の見直し	施策数	割合
内容の見直し	15	18.3%

②行政と市民の役割分担

65施策（80.5%）が「Ⅱ 行政・市民の関与（役割）バランスを維持」との評価でした。「Ⅲ 市民の関与（役割）を拡大」は11施策（14.6%）、「Ⅰ 行政の関与（役割）を拡大」は6施策（4.9%）でした。

■役割分担判定	施策数	割合
Ⅰ 行政の関与（役割）を拡大	6	4.9%
Ⅱ 行政・市民の関与（役割）バランスを維持	65	80.5%
Ⅲ 市民の関与（役割）を拡大	11	14.6%
計	82	100%

2 行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ

行政評価の結果を、総合計画の6つの政策分野（ジャンル）ごとに集計し、成果や課題などについて概要をまとめました。

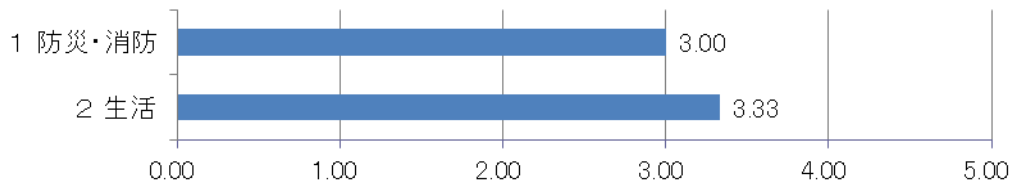
前期基本計画の中柱ごとに、担当課の自己評価（達成度）について、

- A「目標・計画を大幅に上回る成果があがっている」：5点
- B「目標・計画を十分に上回る成果があがっている」：4点
- C「目標・計画どおりに成果があがっている」：3点
- D「目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった」：2点
- E「目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった」：1点

として集計し、さらに中柱の評点の平均値を大柱の評点として、グラフに表しました。

例：「4 市民参画・協働：2.67点」＝（「参画と協働の仕組みの検討：3点」＋「市民参画と協働の推進：2点」＋「情報提供の充実と市民ニーズの把握：3点」）／3

(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活



①防災・消防

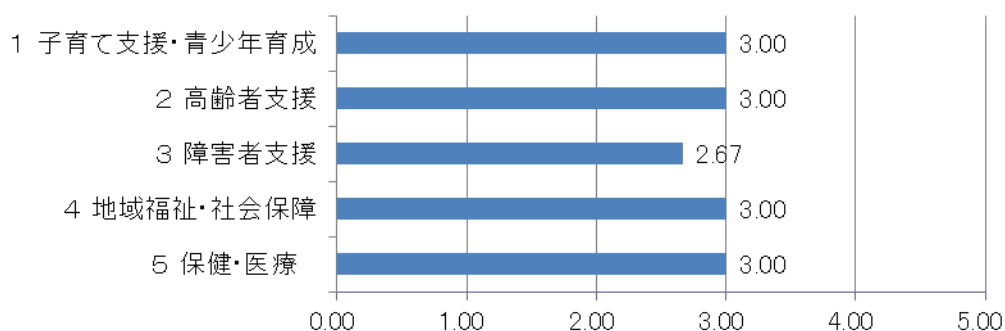
東日本大震災や熊本地震など大規模な震災の発生や、今後、首都直下地震が懸念されており、また、水害についても、近年、短時間の集中豪雨による水害が市内で発生しています。これらの震災リスクや水害の状況を踏まえ、「防災対策の推進」については、備蓄食糧の更新、防災行政無線デジタル化整備工事にて子局を改修したほか、根岸台市民センターと朝霞県税事務所に雨量計を増設しました。また、朝霞市水害ハザードマップを更新し、紙媒体だけでなくWeb版も作成しホームページやスマートフォンでも確認ができるようになりました。加えて、避難情報等が発令された際避難することを目的として宿泊施設に宿泊した要配慮避難者等に対して、最大5,000円の補助金を交付する要配慮避難者等宿泊施設利用補助金制度の整備を行いました。「地域防災力の強化」については、第四小学校の防災フェスティバルを学校や自主防災組織、市の合同で実施することで、関係機関との連携強化や地域防災力の向上につなげることができました。また、自主防災組織の活動等の支援のため、防災士資格取得への補助及び防災士の資格を有する方を地域防災アドバイザーに委嘱しました。「消防体制の充実」については、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部と連携し、高度化する消防・救急活動を支援していくとともに、地震・水害等の大規模災害にも対応できるよう、消防団員の確保及び技術向上に努めています。

②生活

防犯のまちづくりの推進として、警察等の関係機関と連携し、防災行政無線やメール配信サービス等を活用した犯罪情報の提供を随時実施したほか、防犯研修会を実施し、防犯意識の高揚を図りました。また、自治会・町内会等が行う防犯資機材の整備や防犯灯のLED化に係る経費に対する補助等、防犯に関する自主的な活動を推進するための支援を行ったほか、朝霞わがまち防犯隊及び青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールを実施しました。今後においても、地域の自主防犯活動団体を育成支援するほか、警察やわがまち防犯隊等の関係機関との連携を図り、犯罪を起ささない安全で安心なまちづくりを推進していきます。消費生活については、社会環境が目まぐるしく変化する中、消費者トラブルも年々複雑化・多様化しております。特に昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、マスクの送り付けやインターネットによる通信販売トラブルが急増し、相談件数は前年度に比べて大きく増加しました。その中で、消費生活相談は、消費者の安全確保や消費者トラブルの救済等、極めて重要な役割を果たしております。今後も消費生活相談員のスキルアップを図って、消費生活相談の充実に努めてまいります。また、広報あさかや市ホームページ等に消費者トラブル事例の掲載や注意喚起を行うほか、パネル展や消費者教室の開催など、高齢者のみならず若年層に対しても積極的に啓発活動を行い、消費者に必要な情

報を発信してまいります。安心できる葬祭の場の提供については、コロナ禍でも安心して斎場を利用できる環境の整備に努めるとともに、施設開所から20年以上経過していることを踏まえ、葬儀形態の多様化・小規模化や利用者の高齢化に伴う対応など、利用者のニーズを見極め、公共施設等マネジメント実施計画に従い、計画的に改修を実施していく必要があると考えています。

(2) 第2章 健康・福祉



①子育て支援・青少年育成

「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各施策を推進しています。幼児期等の教育と保育の充実では、公設保育園の管理運営のほか、民間保育園や家庭保育室に対する運営費の補助を行いました。子どもたちが健やかに育つ環境づくりでは、児童虐待への体制強化を図るため、「子ども家庭総合支援拠点」の整備に向け関係部署等との調整を行ったほか、児童虐待を防止し子どもの人権が尊重されるよう広報啓発を行うとともに、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成などを行いました。また、子どもの貧困対策や居場所づくりについて庁内関係各課による連絡会議を開催したほか、子ども食堂との連携やフードドライブ事業などを行いました。子育て家庭を支えるための環境づくりでは、子育て家庭への支援として、家庭児童相談室や子育て支援センターなどでの相談や支援により、保護者の育児負担の軽減、不安や悩みの解消を図りました。子育て家庭への経済的支援として、児童手当の給付や子ども医療費の助成、また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、家計への負担が増えている子育て家庭への支援策として、「子育て世帯への臨時特別給付金」や「あさかスマイルキッズ臨時特別給付金」、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給しました。また、子育て中の保護者が必要な情報等を掲載した子育て情報誌の発行や、市ホームページのサブサイトに「あさか子育て応援サイト」を立ち上げました。青少年の健全育成の充実では、地域や関係団体、学校と連携して、子どもたちが自分自身の安全を守るための地域安全マップの作成に取り組みました。

②高齢者支援

「第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、各種施策を推進しました。健康・生きがいづくりと介護予防の支援においては、介護予防を推進するため、筋力向上トレーニング教室・フレイル予防教室等の各種教室を開催したほか、老人クラブやシルバー人材センターへ補助金を交付するなどし活動を支援しました。自立のためのサービスの確立においては、各種介護サービスを利用した際の保険給付費の支給や、生活支援員の派遣などを行うほか、地域の実情に応じた多様な主体によるサービスが提供できるよう、相談体制の充実を図るなど、「地域包括ケア」の体制の整備に努めております。安全・安心な生活ができる環境の整備においては、ひとり暮らしの高齢者などに対し、安心見守り通報システムや、緊急通報システムを提供したほか、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳の作成に取り組みました。今後も、「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、超・超高

齢社会の到来に備え、「人と人がつながり 支え合い いつまでも 笑顔と生きがいを持って暮らしつづけるまち 朝霞」の基本理念のもと、高齢者の生きがいづくりの推進、誰もが住み慣れた地域で安心して、人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができるよう、地域共生社会を見据え「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。

③障害者支援

「第5次朝霞市障害者プラン」等に基づき、各種施策を推進しています。「共生社会の実現」では、ノーマライゼーションの理念の普及及び施策の充実を図るため、障害者週間に地域活動支援センターの活動内容の展示を行うなどの啓発事業を実施しました。あわせて、障害者差別解消法の継続的な周知により、障害のある人の権利擁護の支援に努めております。新型コロナウイルス感染症の影響により、ふれあいスポーツ大会等の中止や障害福祉施設の自主製作品展示販売会が一部中止となりましたが、今後においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新しい生活様式など、障害のある人を取りまく環境や社会情勢の変化に適切に対応し、障害のある人もない人も、地域で共に生きる社会の実現を目指します。「地域における自立生活支援」では、障害のある人の経済的負担を軽減するため、重度心身障害者医療費や特別障害者手当等の給付を行ったほか、福祉タクシー利用券の交付、交通系ＩＣカード・自動車燃料費の補助等を行い、障害のある人の自立と社会参加を図りました。また、障害のある人の自己決定権を尊重するため、専門職が丁寧に相談に応じ、必要な障害福祉サービスの提供を行うなど、相談支援体制の充実に努めました。このほか、朝霞市日本手話言語条例に関する講演会を実施し、日本手話についての普及・啓発に努めるなど、コミュニケーション支援についても充実を図っています。「自立した社会生活・就労支援」では、障害者就労支援センター等の関係機関との連携を図ることにより、障害のある人の雇用の促進に努めているほか、通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援員による支援を実施しました。また、指定管理者制度により通所系障害福祉サービス施設を運営し、一般企業での就労が困難な障害のある人の日中活動等の場の確保に努めています。今後も、障害のある人の社会参加を促進し、障害のある人となない人の交流を深め、障害に対する啓発活動を行い、障害の有無にかかわらず共に暮らせるまちづくりを進めていきます。

④地域福祉・社会保障

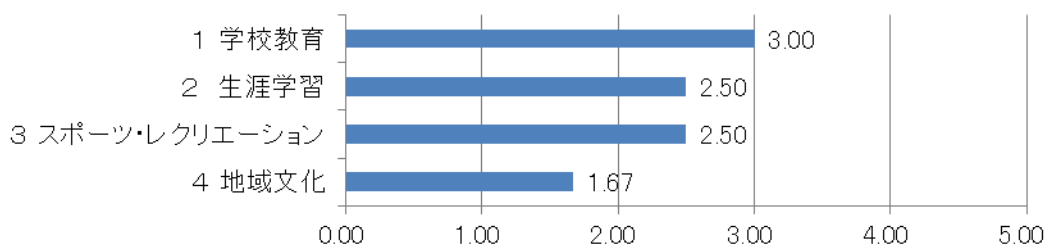
令和3年度からの5年間を計画期間とする「第4期朝霞市地域福祉計画」の策定に取り組み、「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を基本理念として施策の方向性などを定めました。なお、社会福祉協議会が定める「第4期朝霞市地域福祉活動計画」と協働して一つの冊子にまとめて策定し、互いの施策を共有するなど連携を図ることができました。地域福祉の活動では、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、民生委員児童委員や保護司の活動が自粛になったほか、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会においても多くの事業が中止になりました。社会保障制度の運営では、国民健康保険及び後期高齢者医療の各制度の円滑な運営を実施するとともに、特定健診や人間ドック検診受診者に対して受診費用の助成を実施することにより、市民の健康増進に努めました。なお、特定健康診査受診率につきましては、令

和元年度44.8%（法定報告値）、令和2年度39.5%（速報値）と令和元年度に初めて44%を超すことができましたが、最終目標値である60.0%を目指し、更なる受診率向上対策を実施していきます。国民年金事業では、年金に関する情報提供や相談体制を充実させ、社会保険労務士による年金相談を実施し、年金制度の理解と適切な受給の促進に努めました。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、生活困窮の相談が増えたとともに、住居確保給付金の支給要件に特例が設けられたため、審査及び給付が激増しました。生活保護制度では、生活保護法に基づき、相談者の状況を把握し、必要な助言を行うとともに、必要な方には適切な援護を行い、生活の安定化や自立助長が図れるよう取り組みました。

⑤保健・医療

健康長寿の市民が増えるよう、あさか健康プラン21（第2次）を策定し、くらしの中から健康づくりをテーマに、様々な健康づくり事業に取り組んでいます。そのような中で、健康であることの重要性に対する意識向上を図るため、「健康あさか普及員」を創設し、健康への意識向上の市民の輪が広がることを期待して、事業展開しています。普及員の登録数は、令和2年度末で407人となり、健康への意識が高い市民が増えるよう取り組んでいるところです。また、健康マイレージ事業では、約1,800人が参加しており、今後もどの年代の方でも取り組める健康づくりの施策を展開していきます。次に、保健サービスの充実では、各種健診、予防接種等を進めています。コロナ禍においての実施であったため、がん検診では受診者が減少していることから、今後、受診率向上の取組を行っていく必要があります。母子保健分野では、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届時に保健師等による全妊婦への面接や妊婦健診の補助、産後ケア事業、新生児訪問指導、乳幼児健診などを実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、専門家の支援が必要な場合には、早期介入し支援しました。また、感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対策を行い、新型コロナウイルスワクチンの接種体制について整備しました。医療体制においては、在宅当番医制、病院群輪番制及び小児救急医療支援事業を継続していくとともに、かかりつけ医の普及啓発を行い、医療体制の充実を図りました。今後においても、現在の医療体制を維持するとともに、救急医療体制について、更なる充実を目指します。

(3) 第3章 教育・文化



①学校教育

中学校のさわやか相談室にさわやか相談員やサポート相談員、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等に関する教育相談の機会を充実させました。小学校の児童や保護者については、中学校区のさわやか相談室を周知したり、小学校に相談員が訪問したりすることで、さらなる相談活動を充実させることができました。共働きなどを理由に教育相談を利用することが難しい家庭のほか、社会福祉や医療等の他機関との連携が求められるケースが増えています。朝霞市では、子ども相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、積極的に活用することで、対応を図っているところです。今後も、朝霞の次代を担う人材の育成を進めるに当たって、相談機会のさらなる充実が求められています。また、確かな学力と自立する力の育成に向け、補助教員やスクールサポーター等の人的配置を継続するとともに、効果的な活用を推進していきます。また、職員研修に関しては、新型コロナウイルス感染防止に努めながら、規模は縮小するものの、内容や形式を工夫して研究開発学校の研究発表や校内研修を進め、教職員の資質向上に取り組みました。学力の面では、令和2年度の全国学力・学習状況調査については、新型コロナウイルスの影響で中止となりましたが、埼玉県学力・学習状況調査では、県の平均値と比較すると概ね良好と捉えております。質の高い教育を支える教育環境の整備充実では、令和2年度は、朝霞第三小学校、第六小学校、第九小学校の屋内運動場空調設備設置工事及びGIGAスクール構想による校内無線LAN工事を行うとともに、朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事が完成いたしました。このほか、学校・家庭・地域が連携した教育の推進に向け、令和2年度に朝霞第二小学校、第五小学校、第九小学校に学校運営協議会を設置しました。このほか、子ども・保護者・地域の皆様が一緒に楽しく触れ合える場として根付いてきているふれあい推進事業については、新型コロナウイルスの影響に鑑み、中止といたしました。

②生涯学習

総合的、計画的に推進していくため、「第3次朝霞市生涯学習計画」に基づき、各種事業を実施しておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業を中止せざるを得ない状況となりました。その中で開催しました生涯学習体験教室や市民企画講座につきましては、市民の参画による主体的な活動が行われました。今後についても、市民の学習活動を最大限に尊重し、学習環境の整備や学びの支援に努めます。次に、公民館では、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言などで臨時休館や短縮開館となったことから、利用率、利用人数ともに減少しました。また、各館の公民館まつりも中止となり、一部の主催事業についても中止と

なりました。一方、実施できた主催事業は感染防止対策を講じ、受講者が安心して受講できる環境で行われ、中には定員を上回る応募もあったことから、市民の学びへの意欲は高かったものと考えられます。今後も感染防止対策を念入りに行いながら、市民が気軽に参加できる主催事業の実施、公民館まつりを通じて公民館利用団体に活動の成果の発表の場を設けることによる活動の支援など、引き続き利用者のニーズを的確に把握し、市民の求める学びに対応できるよう努めます。次に、図書館では、資料の充実や図書貸出等の利用者サービスの充実に努めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休館やサービスの制限を行わなければならなかったことで、利用者数は目標値を大きく下回る結果となりました。一方でコロナ禍の中でできる限りのサービスを行ってきたこともあり、図書館利用者の満足度については、83.9%と高い評価をいただきました。引き続き、利用状況やニーズを把握し、第3次朝霞市立図書館サービス基本計画に基づいた取組の適切な実施により、サービスを提供していきます。また、子ども読書活動については、今後も第2次朝霞市子ども読書活動推進計画に基づき、さらに充実できるよう努めていきます。最後に、博物館では、新型コロナウイルス感染症による臨時休館や各種事業の中止等の影響から、目標の入館者数を上回ることができませんでしたが、収蔵資料紹介展示など、感染防止対策を講じて開催しました。後期基本計画では指標を見直すとともに、今後も地域の調査・研究を進め、朝霞の特色を明らかにし、市民の皆さんへ学習機会の提供に努めます。

③スポーツ・レクリエーション

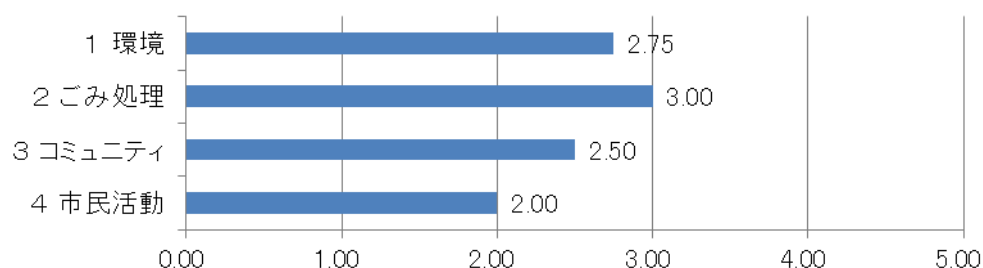
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の事業は残念ながら全て中止としました。しかしながら、令和2年度において、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「第2期朝霞市スポーツ推進計画」の策定を行いました。この計画では、「誰もがいつでもどこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現」に向けて、20歳以上の市民の方の週1回以上のスポーツ実施率60%を目標に掲げています。今後も達成に向けた各種事業等を実施し、スポーツに関する情報等を、広報やホームページなどを通じて広く市民の皆様に発信して、スポーツの推進に努めます。さらに、生涯スポーツのさらなる振興と市民の皆様に良質なスポーツ・レクリエーション環境の場を提供することを目指して実施した、総合体育館の大規模改修工事につきましては、令和2年7月に完了しました。昨年末から本年1月にかけて行った利用者アンケートでは、満足度において、10点中7点以上を付けた方が71%との結果となっており、今後も引き続き、全ての方に利用しやすい施設の整備充実に努めます。

④地域文化

歴史や伝統の保護・活用では、重要文化財旧高橋家住宅における各種活用事業及び郷土芸能公演は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでしたが、指定文化財も含め、定期的に状況観察や連絡ないし必要に応じた措置を施し、保護・保存に努めました。なお、1件の新規指定を行い、市指定文化財としては31件となりました。郷土芸能の各団体においては、後継者養成が課題となっているため、今後も継続的な支援を行います。また、博物館では資料調査に基づいた展示事業や教育普及事業を実施し、文化財の保存・活用や公開を進めているところです。芸術文化の振興では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を全て中止としましたが、定

期的に朝霞市文化協会と会議を重ね、連絡調整を行ってきました。令和３年度は例年どおり、同協会との協働で、芸術文化展や文化祭等、各事業を開催し、子どもから高齢者、また、障害のある方も芸術・文化活動に参画する機会を作るよう準備を進めてまいります。地域文化によるまちづくりについては、人口の流出入が多い都心のベッドタウンである本市では、ふるさと意識が希薄になりがちで、かつ独自の文化が育ちにくい土壌であるため、ふるさと意識を形成し、市民が地元へ愛着と誇りを持てるよう、「彩夏祭」「黒目川花まつり」「朝霞アートマルシェ」「どんぶり王選手権」などのイベントを地域活性化のために積極的に発信・支援する必要があります。また、幼少期からふるさと意識を育み、形成・継承していくために、彩夏祭のよさこい鳴子踊りに地元の児童、生徒の参加を促し、地元への愛着や帰属意識が芽生えるよう、補助金交付などの支援を継続します。

(4) 第4章 環境・コミュニティ



①環境

住みよい環境づくりの推進では、自然環境や生活環境の状況を継続的に把握するため、大気・水質環境調査などの各種調査を実施したほか、狂犬病の発生を予防するため、畜犬登録や狂犬病予防注射の啓発活動を実施しました。循環型社会の推進では、再生可能エネルギーの普及推進のため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等の設置に対して補助金を交付したほか、リサイクルプラザにおいて、家庭で使われなくなった生活用品の再利用を促進するリサイクルショップの運営や、不要な家具の収集・販売を行うことにより、資源の有効活用やごみの減量化・再資源化など、循環型社会について市民が身近に考えることができるよう啓発を行いました。低炭素社会の推進では、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを集計し、広報やホームページで公表するとともに、アイドリングストップ啓発用のぼり旗の設置やエコライフDAYへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。環境教育・環境学習の推進では、自治会・町内会など地域住民の協力を得ながら、秋のきれいなまちづくり運動を実施しました。ただし、コロナウイルス感染拡大予防のため、春のきれいなまちづくり運動、例年実施している小学生を対象とした環境美化ポスターの募集についても中止としたため、昨年度入選ポスターをツイッターするなど、市民への情報提供や啓発を積極的に行いました。引き続き、市民・事業者・行政が連携し、環境への負荷の少ない活動を継続することにより、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。

②ごみ処理

ごみの減量・リサイクルの推進では、ごみ分別キャンペーンの実施や環境月間事業、3R 推進月間を通じて市民、事業者に対して、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する意識啓発を推進しました。また、地域リサイクル活動推進団体に対し、補助金を交付することにより、リサイクルを推進しました。ごみ処理体制の充実では、効率的な収集運搬体制、ごみ処理施設の適切な維持管理・運転管理を行うことで、市民の快適で衛生的な生活の確保に努めました。また、令和2年度は全世帯に対して、簡易版の「資源とゴミの分け方・出し方」のパンフレットを配布し、ごみの分別・適正排出の啓発、衛生的な生活の確保に努めました。ごみ排出量については、人口が年々増加していることやコロナ禍による在宅の時間が増えたことなどから市民1人あたりのごみ排出量が増加しました。また、今後の生活様式に対応した、ごみ減量の推進が必要な状況です。和光市とのごみ処理広域化の検討については、令和2年10月1日に「朝霞和光資源循環組合」を設立し、広域化に関する協議を進めており、現施設は、定期的な整備等を実施することにより、安定的に稼働をすることができました。

今後も、ごみの減量及び再資源化の推進を図ることにより、循環型社会の構築に努めます。

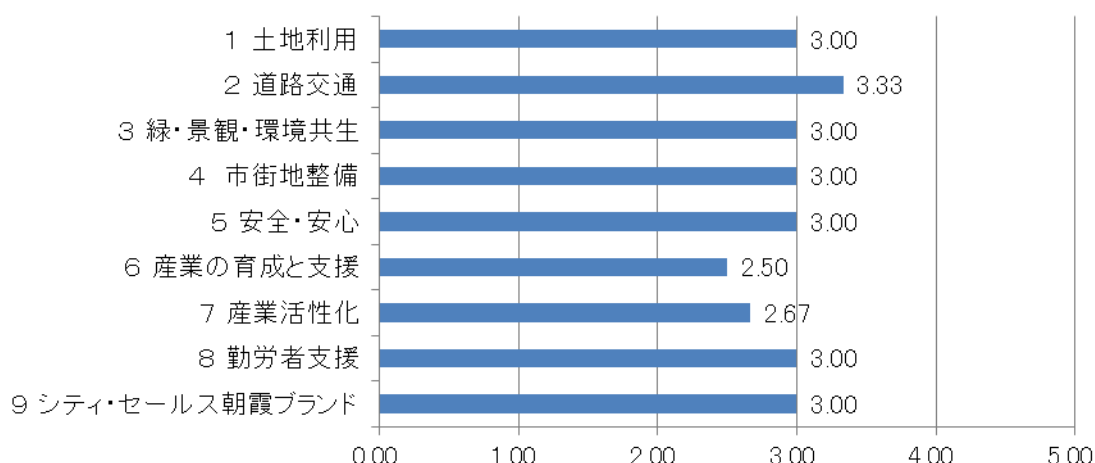
③コミュニティ

コミュニティの中核を自治会・町内会が担っていますが、防犯・防災や環境美化、地域福祉など地域の諸課題を解決するため、今後、自治会・町内会等の地域コミュニティ組織の果たす役割がますます重要となります。しかし、現在、自治会・町内会では、役員の担い手不足や高齢化などの問題を抱えているほか、人口の流出入が多いことに加え、地域意識の希薄化や価値観の多様化などにより、自治会・町内会の加入率が低下している状況です。このような中においては、自治会・町内会の設立の趣旨や活動内容が正しく理解されるよう、広く情報を発信するとともに、朝霞市自治会連合会等の関係機関と連携を深め、引き続き、加入率を向上させる活動を展開し、自治会・町内会の負担軽減や活動しやすい環境づくりを進めていきます。また、地域の自治組織である自治会・町内会に対し、自治会等運営費補助金や自治会等集会所建設事業補助金の交付を行うなど、自治会・町内会の自主性を尊重しながら活動の支援を継続していきます。さらに、コミュニティ活動の拠点となる市民センター8館、市民会館及びコミュニティセンターについては、公共施設等マネジメント実施計画に基づき、施設の長寿命化を図るなど、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

④市民活動

福祉の増進や子どもの健全育成、まちづくりの推進など、様々な分野の市民活動が広がっています。地域や生活の場で発見された課題や、市民の多様なニーズに対応するNPO法人などの市民活動団体は、地域社会の形成に重要な役割を果たしています。このため、より多くの方に市民活動へ参加する機会を提供するほか、活動の周知・啓発、団体支援を行うなど、引き続き市民活動を推進していく必要があります。市民活動支援ステーション・シニア活動センターでは、市民活動への支援及び市民活動環境の充実のため、活動に必要な情報の収集、相談、運営支援などを行いました。新型コロナウイルス感染症による市民活動団体への影響は課題ですが、今後も活動拠点施設として、利用しやすい施設の維持管理を行い、様々な相談等に適切に応えられるよう、支援する側のスキル向上を図るなど、市民活動が活性化するまちを目指します。

(5) 第5章 都市基盤・産業振興



①土地利用

平成28年11月に改訂した「朝霞市都市計画マスタープラン」に即したまちづくりを推進するため、都市計画等のまちづくりに関する制度を適切に運用しました。今後は、引き続きこれらの制度を適切に運用するとともに、本市の土地利用に関連する計画等に基づく施策の実施状況を確認し、区域区分や地域特性に応じた適正な土地利用を図っていきます。旧暫定逆線引き地区では、地区計画による良好な住環境の形成に努めていきます。今後は、ウォーカブル推進都市として、ベンチや休憩施設の設置などのほか、官民連携によるまちづくりを推進し、ウォーカブル空間の整備や魅力的な商業エリアの形成などを図り、人中心の居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを進めていきます。

②道路交通

自動車交通が増加する中、誰もが安全、快適に通行できる歩行空間の確保のため、用地交渉や用地買収を進めるとともに、歩道設置や道路拡幅の整備を進めました。都市計画道路については、駅東通線及び岡通線の根岸台6丁目地内において早期の道路整備着手に向けて、用地取得を進めています。また、市道についても橋梁や舗装の改修工事等を行い、道路、橋梁の安全確保や老朽化対策を進めるとともに、道路改良や歩道整備等を今後も計画的に行っていきます。交通については、道路の交通安全対策や公共交通のバリアフリー化などを計画的に行っています。公共交通については、公共交通空白地区の改善などを目的に市内循環バスを運行しました。また、地域の公共交通ネットワークを一体的に捉え、将来にわたって持続可能な地域公共交通の実現に向け、地域公共交通協議会で協議を重ね、地域公共交通計画を策定しました。公共交通の補完と市民の移動の利便性向上等を目的に実証実験を実施しているシェアサイクルについては、コロナ禍における事業の継続性等を検証するため、実証実験のフェーズ2へ移行しました。さらに、東武東上線県内沿線市町で構成する協議会などを通じ、朝霞台駅のバリアフリー化や利便性の向上についての要望活動を行いました。交通安全対策については、交差点付近での歩行者等の安全確保に向け、小学校や保育園等と連携して行った安全点検結果から優先度が高く、対策が可能な交差点等に、車止

めポール等を設置する対策工事を実施するとともに、東弁財地区の交差点や横断歩道にハンプを設置したほか、横断歩道橋長寿命化計画に基づき、対策優先度の高い歩道橋の修繕工事を実施しました。加えて、放置自転車対策など、安全な道路交通環境を整備したほか、園児を対象に交通安全教育を実施し、交通ルールの指導を行いました。また、ドライバーに注意を促すグリーンベルトや外側線などの路面表示を行ったほか、市内各地で道路反射鏡や交通安全啓発看板の設置などを行いました。自転車駐車場については、近年増加傾向にあるチャイルドシート付自転車等の大型自転車に対応するため、既存駐輪場の一部に専用スペースを設けるとともに、大型臨時駐車場を整備しました。その他、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休校が延長された学校に通学する学生の定期利用者に対して自転車駐車場使用料の還付を行ったほか、利用者の減少など、収益面で大きな影響を受けた交通事業者へ支援金を支給しました。

③緑・景観・環境共生

「朝霞市みどりの基本計画」に基づき、各施策を推進しています。まちの骨格となる緑づくりでは、本市に残る貴重なみどりを保全する取組として保護地区・保護樹木に対する奨励金や生産緑地の追加指定及び特定生産緑地地区の意向調査を実施するなど、緑化の推進及び緑地の保全に努めました。グリーンインフラ整備工事においては、雨水浸透施設として道路植樹帯にレインガーデン（雨庭）を設置しました。また、公園では、市民が安全に安心して施設を利用できるよう定期的に遊具等の安全点検を実施し、適切に維持管理に努めたほか、公園施設長寿命化計画に基づき施設の更新を行いました。うるおいのある生活環境づくりでは、公園や緑地の清掃、花苗植え、花壇管理をボランティア団体の活動を通じて実施するなど、みどりを守り育てる担い手となる市民等と行政が一体となって、協働で施策を推進する取組を行いました。まちの魅力を生み出す景観づくりでは、朝霞市ならではの魅力ある景観の形成を進めるため、景観計画に掲げられた施策の実現に向けて、市民等が主体となった良好な景観づくりの取組を支援する制度として、景観づくり団体の認定及び島の上公園に展望テラスを設置した民間事業者に景観形成補助金を交付しました。地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に進めるため黒目川の一部を景観づくり重点地区に指定する手続を進めています。黒目川においては、黒目川まるごと再生プロジェクトにより整備された広場や桜並木等の管理を行うとともに、桜の開花時期に合わせて、提灯や灯籠などを設置しました。循環型社会の推進では、環境に配慮した再生可能エネルギーの普及促進のため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等の設置に対して補助金を交付するとともに、アイドリングストップ啓発用ののぼり旗を設置するなど温室効果ガス削減に関する啓発活動を実施しました。また、雨水の有効利用と流出抑制のため、雨水貯留槽の設置に対して補助金を交付しました。

④市街地整備

土地区画整理事業、法令による規制・誘導、市民や事業者との連携や協働、地区計画制度等の活用など、まちづくりにかかる制度を活用して総合的に進めています。宮戸二丁目土地区画整理事業については、区画道路や公園の整備を行い、令和2年7月に換地処分を行いました。上水道では、耐震化計画を包括した「朝霞市水道事業基本

計画」に基づき、基幹管路の耐震化や老朽管の更新を進めるとともに、泉水浄水場の計装設備更新工事に着手しました。また、市内全域の漏水調査を実施し、108箇所
の漏水を発見し修繕しました。引き続き、災害に強い水道施設を目指して、管路の耐
震化や老朽施設の更新を推進していきます。下水道では、既存の施設の処理能力を超
える集中豪雨に対し浸水被害の軽減を図るため、雨水対策を実施していますが、未だ
局地的な豪雨による浸水被害の懸念が残っていることから、「朝霞市雨水管理総合計
画」を策定しました。令和2年度は、本計画に基づき、溝沼地区の整備計画に位置付
けた調整池築造に必要な用地を購入したほか、工事を発注するための実施設計を行っ
ています。今後については、この計画に基づき、対策工事を進めていきます。また、
開発行為等の際に雨水流出抑制対策を実施するように市民や事業者にも協力をお願い
していきます。旧暫定逆線引き地区については、市街化区域の編入に伴い、公共下水
道の整備を進めています。今後も未整備地域の下水道整備を進めるとともに、既存の
下水道施設の適切な維持管理を図り、下水道事業を将来にわたって安定的に継続でき
るよう取り組んでいきます。

⑤安全・安心

災害や犯罪に強いまちづくりでは、公共施設の耐震化、災害対策、防犯対策等の対
応だけでなく、市民、事業者が行う対策や協力も不可欠であり、その取組を啓発し、
支援するための取組も必要です。安全対策の一環として、朝霞橋及び浜崎陸橋におい
て、コンクリートの剥落が確認されたことから応急措置としての緊急修繕工事を行い
ました。また、前年度に引き続き交差点へのボラードやガードレールを設置したほか、
歩道橋の修繕工事や地域防犯パトロールの実施、防犯灯のLED化促進補助金や止水
板設置費補助金を交付しました。また、民間の建築物の耐震診断・耐震改修工事など
に対する補助制度の周知を行うとともに危険なブロック塀等の撤去に伴う補助金を
交付しました。全ての人にやさしいまちづくりでは、誰もが暮らしやすい環境を整備
し、歩いて暮らせるまちづくりを推進するためには、公共交通機関の充実や公共空間
におけるバリアフリー化などが必要です。このため、鉄道事業者に対して駅のバリア
フリー化及びホームドアの設置要望等を実施したほか、地域の公共交通ネットワーク
を一体的に捉え、将来にわたって持続可能な公共交通の実現を目指し、本市における
公共交通空白地区の改善、効果的な市内循環バスの運行等について地域公共交通協議
会で協議を重ね、地域公共交通計画を策定しました。また、高齢者住宅の提供や住宅
改善費の補助、住替家賃の補助や住宅資金の助成を行いました。加えて、認知機能、
身体機能の低下等により、安全運転に不安がある市民に対して、運転免許自主返納啓
発事業を開始し、自主返納された方の移動支援として市内循環バス回数券又は交通系
ICカードを交付しました。

⑥産業の育成と支援

新型コロナウイルス感染症の影響で産業フェアをはじめとしたイベント事業が中
止や縮小を余儀なくされる中、コロナ対策として、売上減少となった事業者に対する
支援金や感染防止対策を講じた事業者への奨励金を支給したことは、市内産業の育成
と支援につながりました。また、新たに農業経営を営もうとする若い世代の確保に向

けては、各種農業体験事業や農業祭等の事業について、さいたま農林振興センター、あさか野農業協同組合等との連携を強化していきます。起業と創業の支援については、起業家育成支援相談、起業支援セミナーの開催、起業家向けの融資だけでなく、令和2年度から新たに店舗等リフォーム資金補助金制度をスタートし、空き店舗を活用する起業家を支援しました。これらは産業振興基本計画に位置づく「あさか×リノベーションプロジェクト」として、市内の空き店舗等を活用した起業などを促進することで、商店街の活性化と連携しながら、起業・創業支援を推進していきます。

⑦産業活性化

令和元年度にスタートした「朝霞市産業振興基本計画」を踏まえ、商業の中心である商店街の賑わいの創出、活性化を支援するために、市内各商店会に対する商店街活性化推進事業補助金の交付だけでなく、朝霞駅前商店会主催のイベント「ASA KASTREET TERRACE」の開催を多方面で支援しました。当該イベントは、国の補助金を活用できたことから全国のマスコミ等に取り上げられ、注目を集めたため、商店街の活性化に大きく寄与しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で産業フェアを縮小し開催したことから、事業者間の交流等は行えませんでした。コロナ対策として実施した支援金などの給付制度や経営を持続するための経営相談事業は既存工業の維持、将来的な活性化並びに中小企業の基盤強化につながりました。農業については、農業経営の安定化、農業を支える担い手の支援、農業に親しむ取組の支援、地産地消の推進のため、農業者、農業団体の活動の支援、市民農園の設置・管理や農業体験などの施策を実施しました。本市は、都市近郊であるため宅地化が進み、農地が減少傾向にあります。農業従事者の高齢化等、様々な課題を抱えていますが、農業の高付加価値化への取り組み支援や市内の飲食店と連携し朝霞産の農産物を使用したメニューの開発促進による新たな販路の開拓等、地産地消の強化を通じて都市農業の振興を図っていきます。

⑧勤労者支援

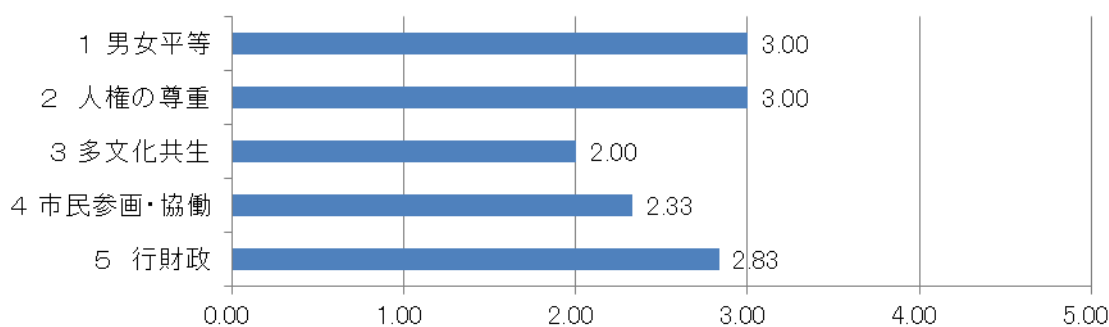
就労を希望する市民が望む仕事に就くことができるよう、内職相談や就職支援相談、就職支援セミナー等による支援を行いました。さらに、埼玉県やハローワーク朝霞と連携し、合同企業面接会を2回開催し、就労に直接結びつく事業を実施することもできました。また、勤労者が雇用等のトラブルを解決するための一助として例年実施している労働・社会保険相談事業を拡充し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者の方からの相談にも対応できるように対策をとりました。さらに、産業振興基本計画のリーディングプロジェクト「あさかで働こうプロジェクト」として、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っている市内事業者を増やす取組として、ワークライフグッドバランス企業認定制度の創設し、市内の2事業者を認定することができました。今後も市内の働きやすい環境づくりを促進するとともに、就労支援に努めます。

⑨シティ・セールス朝霞ブランド

シティ・セールス朝霞ブランドに認定している「ニンジン」を収穫時期に合わせてPRしたり、「公園通り」を活用したイベント等について市の魅力としてPRしたり

しました。また、「シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会」を開催し、シティ・セールス朝霞ブランドを含むシティ・プロモーション全体の方針の検討を行いました。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピックへの機運醸成を図るため、市にゆかりのあるアスリート等と市長の対談や自衛隊体育学校の選手のインタビュー動画の配信を行ったほか、朝霞市おもてなしボランティアに研修動画を配信しました。東京2020オリンピック・パラリンピックについては、市内外へ市の魅力を発信する機会であると捉え、より一層の市の認知度の向上、郷土愛の醸成、交流人口の拡大へとつなげていくほか、シティ・プロモーションの方針を新たに策定し、市民や事業者、関係団体等と連携しながら推進する体制を構築していきます。

(6) 第6章 基本構想を推進するために



①男女平等

第2次朝霞市男女平等推進行動計画前期基本計画の計画期間が満了することに伴い、同計画の後期基本計画を策定し、今後の男女平等に係る施策の方向性等を明確にしました。周知啓発事業では、自然災害等により中・長期間にわたり避難所生活を強いられた場合、性犯罪や性暴力といった二次被害が起こる恐れがあるため、被害を未然に防ぐために活用できるマニュアルカードを作成しました。この他に、性犯罪被害が若年層にまで広がっていることから、小学5年生から中学3年生までを対象に「性犯罪・性暴力にあわないために」のリーフレットを作成し、児童生徒に「加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」ための意識の醸成に努めたところです。相談事業では、在宅ワークや失業増加等をきっかけに、家庭内暴力の増加が懸念されることから、DV相談等を継続的に実施し、いつでも安心して相談できる環境を整えることができました。事業実施が制限される中であっても、男女がともに尊重され、あらゆる場面で活躍できるよう男女平等に資する啓発事業を行ってきたところです。

②人権の尊重

例年行っている各種事業について新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は実施できませんでした。しかし、市ホームページや広報あさかを通して、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別等をなくすための周知や電話やインターネットによる人権相談の活用を周知しました。また、人権課題の正しい認識と理解を深めるための取組として、市職員には研修を行い、企業に対しては、職場研修に活用していただくための人権啓発資料を市ホームページに掲載しました。さらに、平和の尊さ、大切さを次の世代に伝えていくため、平和パネル展などの平和事業に取り組んでいます。人権課題に関する様々な周知を行ったことにより、市民への情報提供や啓発が図れたものと考えます。今後も市民への人権に対する正しい理解の周知や人権問題の解決に向けた相談体制の充実、国・県等の関係機関や庁内関係各課との連携を強化していきます。

③多文化共生

文化・慣習が異なる外国人市民が日常生活で不便なく暮らすために、行政からの情報発信の充実や、地域で活動する国際交流団体との連携を密にしていく必要があります。本市においては、年々増加する外国人市民に対して、外国語版市民ハンドブック

の配布やホームページの多言語化などにより広く情報を提供しているほか、通訳・翻訳または文化交流を行う多文化推進サポーターにより、外国人市民が暮らしやすいまちづくりに取り組んでいます。引き続き、多文化推進サポーター制度の活用や市内の多文化共生団体との連携により、他国の文化・習慣の紹介を通じてお互いの交流を深めるとともに、外国人市民のネットワークなどを把握している多文化共生団体は生活の実態に合わせてきめ細やかな対応ができることから、さらなる連携の強化を図ります。

④市民参画・協働

市民参画では更なる推進を図るため、第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定に係る分野別市民懇談会において、市民の皆さまと市職員とで意見交換を行いました。計78名の市民の皆さまに御参加いただき、総合計画に掲げる5つの政策分野における課題や要望などを整理しました。また、小学生・青少年を対象とした総合計画後期基本計画の骨子を紹介する動画を朝霞市公式チャンネル（YouTube）に掲載し、まちづくりへの関心を高めるとともにアンケートによりニーズを把握しました。いただいた御意見を踏まえ、令和3年度から開始の第5次朝霞市総合計画後期基本計画を策定しました。協働の推進に当たっては、市民活動団体の情報をまとめたガイドブックの発行や、パネル展等による市民活動に関する情報の発信・周知、市民活動団体支援補助金の交付等を実施しました。情報提供の充実と市民ニーズの把握では、ホームページ、SNS、メール配信サービス、YouTubeにより行政情報等を発信するとともに、緊急的な情報は防災無線やYahoo!防災アプリ等で情報を発信しました。公募委員候補者登録制度及び市政モニター制度においては、無作為抽出した市民に登録依頼を行い、参画の機会増加や制度の浸透に努めました。

⑤行財政

総合計画に基づく計画的な行政運営を行うため、行政評価制度を通じて行政活動の成果の検証を行いました。行政評価については、市職員による内部評価のほか、外部評価委員会による客観的な検証を行っています。検証結果は市のホームページ等に公表し、行政活動の透明性の向上を図りました。行政改革については、職員提案及び事務改善等の10項目に引き続き取り組むとともに、第5次行政改革の計画期間が令和2年度末で終期を迎えることから、行政改革懇談会において総括を行いました。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、第1期の計画期間が令和2年度で終了することから、第2期総合戦略を策定しました。引き続き将来にわたって活力ある地域経済の実現に向けた施策を切れ目なく推進していきます。公平・適正な負担による財政基盤の強化については、税の賦課徴収に関して、適正な賦課を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、非対面方式のスマートフォン決済による収納方法を導入し、納税環境の充実を図りました。財政運営については、財政調整基金の運用利息の積立や、決算における剰余金の1/2を下らない金額の積立を行い財政調整基金の必要額を確保できました。公共施設の効果的・効率的な管理運営では、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画を策定しました。また、公の施設60施設について、公の施設の指定管理者制度に関する基本方針に基づき、指定管理者制度による管理運

営を行いました。適正かつ効果的な行政事務の遂行では、引き続きＳＮＳの活用やマイナンバー制度を含むＩＣＴの活用により、事務の効率化や市民の利便性の向上を図っていきます。機能的な組織づくりと人材育成では、育児休業を取得しやすい体制づくりを推進するため、育児休業者代替職員配置の拡充を図ったほか、派遣研修の増加や人事考課制度の見直しを行うなど、職員の資質や能力の向上に努めました。

Ⅲ 行政評価結果の活用と制度の改善

1 行政評価結果の活用

行政評価制度は、単に過去の施策の評価を行うためのものではなく、評価結果を事務事業の見直しや次年度の実施計画の策定、予算編成等の市政の運営に反映させていくことが重要です。

施策の所管課においては、評価シートの作成によって当該年度の振り返りを行うとともに、次年度の実施計画や事務の執行をいかに行うかといった判断に、評価結果を活用していかなければなりません。

そして、評価結果をどのように反映したかを市民に明らかにし、行政の説明責任を果たすとともに、市政に関する透明性を確保していくことが求められています。

2 行政評価制度の改善

平成19年度に導入を開始した朝霞市の行政評価制度は、平成23年度に全面的に施行しました。しかしながら、行政評価制度には多くの課題が残されています。わかりやすい指標の設定などはその一例です。

今後につきましても、行政評価の結果を公表して市民の声に向き合い、外部評価委員会にも意見を求めながら、より実効性の高い制度に改善を図っていきます。

参考資料

1 朝霞市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 行政評価の対象は、市の事務事業及び施策とする。

(評価の方法)

第3条 行政評価は、事務事業評価、施策評価及び外部評価により行うものとする。

2 事務事業評価は、課所室等が所管する事務事業について行う。

3 施策評価は、施策を所管する部長及び課所室長等が行う。

4 外部評価は、別に定める朝霞市外部評価委員会が行う。

(結果の公表)

第4条 行政評価の結果は、速やかに公表するものとする。

(結果の活用)

第5条 行政評価の結果は、事務事業の見直し、実施計画の策定、予算編成等市政の運営に反映させるように努めるものとする。

(庶務)

第6条 行政評価の実施に関する庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 施策一覧

政策分野	大柱	中柱	達成度	必要性	施策の方向性		役割分担
					重点化	内容見直し	
第1章 災害対策・防犯・市民生活	1 防災・消防	(1)防災対策の推進	C	A	●		Ⅱ
		(2)地域防災力の強化	C	B	●		Ⅱ
		(3)消防体制の充実	C	B	●		Ⅱ
	2 生活	(1)防犯のまちづくりの推進	C	C	●		Ⅱ
		(2)消費者の自立支援の充実	A	A			Ⅲ
		(3)安心できる葬祭場の提供	D	C			Ⅱ
第2章 健康・福祉	1 子育て支援・青少年育成	(1)幼児期等の教育と保育の充実	C	A	●		Ⅱ
		(2)子どもたちが健やかに育つ環境づくり	C	B	●		Ⅱ
		(3)子育て家庭を支えるための環境づくり	C	B	●		Ⅱ
		(4)青少年の健全育成の充実	C	B	●		Ⅱ
	2 高齢者支援	(1)健康・生きがいづくりと介護予防の支援	C	B	●		Ⅲ
		(2)自立のためのサービスの確立	C	B	●	●	Ⅱ
		(3)安全・安心な生活ができる環境の整備	C	B	●		Ⅱ
	3 障害者支援	(1)共生社会の実現	D	B	●		Ⅱ
		(2)地域における自立生活の支援	B	B	●		Ⅰ
		(3)自立した社会生活・就労支援	D	B	●		Ⅰ
	4 地域福祉・社会保障	(1)地域福祉の推進	C	A	●		Ⅲ
		(2)社会保障制度の運営	C	B		●	Ⅱ
	5 保健・医療	(1)健康づくりの支援	C	B	●		Ⅲ
		(2)保健サービスの充実	C	B	●		Ⅱ
		(3)医療体制の充実	C	B	●		Ⅱ
第3章 教育・文化	1 学校教育	(1)朝霞の次代を担う人材の育成	C	B	●		Ⅱ
		(2)確かな学力と自立する力の育成	B	B	●	●	Ⅲ
		(3)質の高い教育を支える教育環境の整備充実	D	A	●	●	Ⅱ
		(4)学校・家庭・地域が連携した教育の推進	C	D	●		Ⅲ
	2 生涯学習	(1)生涯学習活動の推進	D	B			Ⅱ
		(2)学習しやすい環境整備の充実(公民館)	D	C			Ⅱ
		(3)学習しやすい環境整備の充実(図書館)	B	B		●	Ⅱ
		(4)学習しやすい環境整備の充実(博物館)	D	B	●		Ⅰ
	3 スポーツ・レクリエーション	(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進	D	C			Ⅱ
		(2)スポーツ施設の整備充実	C	C			Ⅱ
	4 地域文化	(1)歴史や伝統の保護・活用	D	B	●	●	Ⅱ
		(2)芸術文化の振興	E	C			Ⅱ
		(3)地域文化によるまちづくり	D	A	●		Ⅲ
第4章 環境・コミュニティ	1 環境	(1)住みよい環境づくりの推進	D	A			Ⅱ
		(2)循環型社会の推進	C	C			Ⅱ
		(3)低炭素社会の推進	B	B			Ⅱ
		(4)環境教育・環境学習の推進	D	C			Ⅱ
	2 ごみ処理	(1)ごみの減量・リサイクルの推進	C	A	●	●	Ⅱ
		(2)ごみ処理体制の充実	C	B	●		Ⅱ
	3 コミュニティ	(1)コミュニティ活動の推進	D	B	●		Ⅱ
		(2)活動施設の充実	C	C			Ⅱ
	4 市民活動	(1)市民活動への支援	D	B			Ⅲ
		(2)市民活動環境の充実	D	B			Ⅱ

第5章 都市基盤・産業振興	1 土地利用	(1)市街地の適正な利用	C	B	●		II
		(2)市街地周辺の適正な利用(市街化調整区域の整序)	C	B	●		II
	2 道路交通	(1)やさしさに配慮した道づくり	B	C	●		II
		(2)まちの骨格となる道路づくり	C	C	●		II
		(3)良好な交通環境づくり	C	B	●		I
	3 緑・景観・環境共生	(1)まちの骨格となる緑づくり	C	C			II
		(2)うるおいのある生活環境づくり	C	C			II
		(3)まちの魅力を生み出す景観づくり	C	C		●	II
		(4)循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	C	B		●	II
	4 市街地整備	(1)特性に応じた市街地づくり	C	C		●	II
		(2)上水道の整備・充実	C	B	●		II
		(3)公共下水道の整備	C	B	●		II
	5 安全・安心	(1)災害や犯罪に強いまちづくり	C	B	●	●	II
		(2)全ての人にやさしいまちづくり	C	B			I
	6 産業の育成と支援	(1)産業育成のための連携強化	C	C	●		II
		(2)起業・創業の支援	D	A	●		I
	7 産業活性化	(1)魅力ある商工業機能の形成	C	B	●		II
		(2)中小企業の経営基盤の強化	D	C			II
		(3)都市農業の振興	C	C			II
	8 勤労者支援	(1)勤労者支援の充実	C	B			II
		(2)雇用の促進	C	A			II
	9 シティ・セールス朝霞ブランド	(1)シティ・セールス朝霞ブランドの育成	C	C		●	III
		(2)シティ・プロモーションの展開	C	B	●		II
第6章 基本構想推進	1 男女平等	(1)男女平等の意識づくり	C	B			II
		(2)男女平等が実感できる生活の実現	C	B			II
	2 人権の尊重	(1)人権教育・啓発活動	C	B			II
		(2)問題解決に向けた支援体制の充実	C	B			II
	3 多文化共生	(1)外国人市民が暮らしやすいまちづくり	D	B		●	II
		(2)多文化共生への理解の推進	D	C		●	II
	4 市民参画・協働	(1)参画と協働の仕組みの検討	D	C	●		III
		(2)市民参画と協働の推進	D	C		●	III
		(3)情報提供の充実と市民ニーズの把握	C	B	●		II
	5 行財政	(1)総合計画の推進	C	B			II
		(2)まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	C	B			II
		(3)公平・適正な負担による財政基盤の強化	C	C	●		II
		(4)公共施設の効果的・効率的な管理運営	C	B			II
		(5)適正かつ効率的な行政事務の遂行	D	B	●		II
		(6)機能的な組織づくりと人材育成	C	B	●		II

■達成度

A: 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている、B: 目標・計画を十分に上回る成果があがっている

C: 目標・計画どおりに成果があがっている、D: 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった

E: 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった

■必要性

A: ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある、

B: ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある

C: ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない、D: ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある

E: ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある

■役割分担判定

I 行政の関与(役割)を拡大、II 行政・市民の関与(役割)バランスを維持、III 市民の関与(役割)を拡大

3 施策評価シート

施策評価シート(対象: R1年度実施施策)

R2年度(2020年度)評価

施策名				総合計画コード	
部名		主管課名		主管課部課コード	
関連部課名					

1. 施策概要

めざす 目的成果								
施策概要								
個別計画 関連計画	計画名称		計画期間	H	年度	～	H	年度
				H	年度	～	H	年度
				H	年度	～	H	年度

2. 実施結果

R1年度の 施策の実施内容						
R1年度の 基本概念(コンセプト)の実施内容	安全・安心な まち					
	子育てが しやすいまち					
	つながりのある 元気なまち					
	自然・環境に 恵まれたまち					
総コスト (事業費+人件費)	単位:千円 (決算)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(2019年度)	R2年度(2020年度)
				0	0	—

指標名 (説明)	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (2019年度)	前期基本計画目標 R2年度(2020年度)
		目標・計画 実績	目標・計画 実績	目標・計画 実績	目標・計画 実績(見込)	目標・計画 実績
① (説明)						—
② (説明)						—

3. 施策の分析

達成度 (目標の達成状況はどうか)	☐ A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている(5点) ☐ D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった(2点) ☐ B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている(4点) ☐ E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった(1点) ☐ C 目標・計画どおりに成果があがっている(3点)
必要性 (ニーズは今後どう変化するか)	☐ A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある ☐ D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある ☐ B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある ☐ E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある ☐ C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない
施策を進める上での問題点・課題	(説明)

4. 今後の展開方針〔部としての判断〕

施策の方向性	〔複数選択可〕 ☐ 重点化 ☐ 内容の見直し (説明)					
行政と市民の役割分担	☐ I 行政の関与(役割)を拡大 ☐ II 行政・市民の関与(役割)バランスを維持 ☐ III 市民の関与(役割)を拡大 (説明)					
施策を構成する事務事業の次年度の方向性	事務事業名	総コスト(事業費+人件費)		有効性 貢献度	優先性 緊急性	R2に向けた 投入資源の方向性
		H30決算	R1決算見込			
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	計 (単位:千円)	0	0	—	—	—
☐ 6事業以上の事務事業の位置付けがあるため、別紙に記載						
審議会等の第三者機関の評価(意見)						
部長の意見						

第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

(計画に位置づく日常生活圏域の変更について)

《変更内容》

- ① 日常生活圏域を現在の5圏域【資料番号3】から6圏域【資料番号2】に変更
- ② 各圏域の担当地域を変更 ※詳細は以下のとおり変更

圏域 (担当包括)	新	旧
1 (内間木苑)	朝志ヶ丘、宮戸、大字宮戸、上内間木、 下内間木	朝志ヶ丘、 <u>北原</u> 、 <u>西原</u> 、宮戸、大字宮戸、 <u>浜崎</u> 、 <u>大字浜崎</u> 、 <u>田島</u> 、上内間木、下内間木
2 (つつじの郷)	東弁財、西弁財、三原、泉水	東弁財、西弁財、三原、泉水、 <u>膝折町3丁目2～7</u> 、 <u>膝折町4丁目12、13、15～22</u> 、 <u>大字溝沼</u> 、 <u>大字浜崎</u>
3 (モーニングパーク)	本町1、2丁目、溝沼1～5丁目、 大字溝沼、 <u>膝折町3～5丁目</u>	本町、溝沼、大字溝沼
4 (ひいらぎの里)	仲町、根岸台、大字根岸、大字台	<u>岡</u> 、 <u>大字岡</u> 、仲町、根岸台、大字根岸、大字台、 <u>大字溝沼</u>
5 (朝光苑)	青葉台、栄町、幸町、膝折町1～2丁目、 <u>大字膝折</u> 、 <u>本町3丁目</u>	青葉台、栄町、幸町、膝折町1～2丁目、 <u>膝折町3丁目1</u> 、 <u>膝折町4丁目1～11、14</u> 、 <u>膝折町5丁目</u> 、 <u>大字溝沼</u>
6 (未定)	北原、西原、浜崎、大字浜崎、田島、 大字田島、岡、大字岡、溝沼6、7丁目	—

※波線は追加、下線は削減

《変更におけるポイントと影響等》

- ① 各圏域の高齢者人口を平準化【参考1】
- ② 既存のセンターと地域住民とつながりを考慮
- ③ 町字別のわかりやすい圏域を設定【参考1】
 - ※ 新たな圏域（第6圏域）を運営する法人は、公募型プロポーザル方式で選定予定
 - ※ 令和4年4月1日から開所を予定し、その後、概ね6か月間、事務引継を行う予定

《意見・質問等》

圏域の変更にあたっては、市民や民生委員、自治会町内会などから質問や意見をいただき、内容を検討した。【参考2】

- ・市民：介護保険制度説明会 5地区（6月9日～17日）、市HP（7月1日～）
- ・民生委員：民生委員児童委員定例会 7地区（6月1日～15日）
- ・自治会町内会：自治会連合会理事会（7月13日）
- ・第2層協議体：協議体 5団体（6月11日～6月28日）

《審議会による承認等》

- ・地域包括支援センター運営協議会による承認（7月19日）
- ・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議による計画の変更の承認（7月20日）

日常生活圏域 現況(5圏域)

第1圏域

第2圏域

第3圏域

第4圏域

第5圏域

凡 例	
—	都 県 界
---	市 界
---	町 界
---	丁 目 界
—	道 路
—	鉄 道
●	交 差 点
●	車 イ ス 用 ト イ レ
●	緊 急 避 難 場 所
●	緊急避難場所(洪水時使用不可)
●	避難所兼緊急避難場所
●	避難所兼緊急避難場所(洪水時使用不可)
●	地 域 防 災 拠 点
●	公 園
○	市 役 所
○	市 役 所 の 支 出 所
○	警 署
○	交 番
○	消 防 署
○	郵 便 局
○	病 院
○	学 校
○	銀 行
○	N T T
○	社 会 会 場
○	工 場
○	変 電 所
○	倉 庫

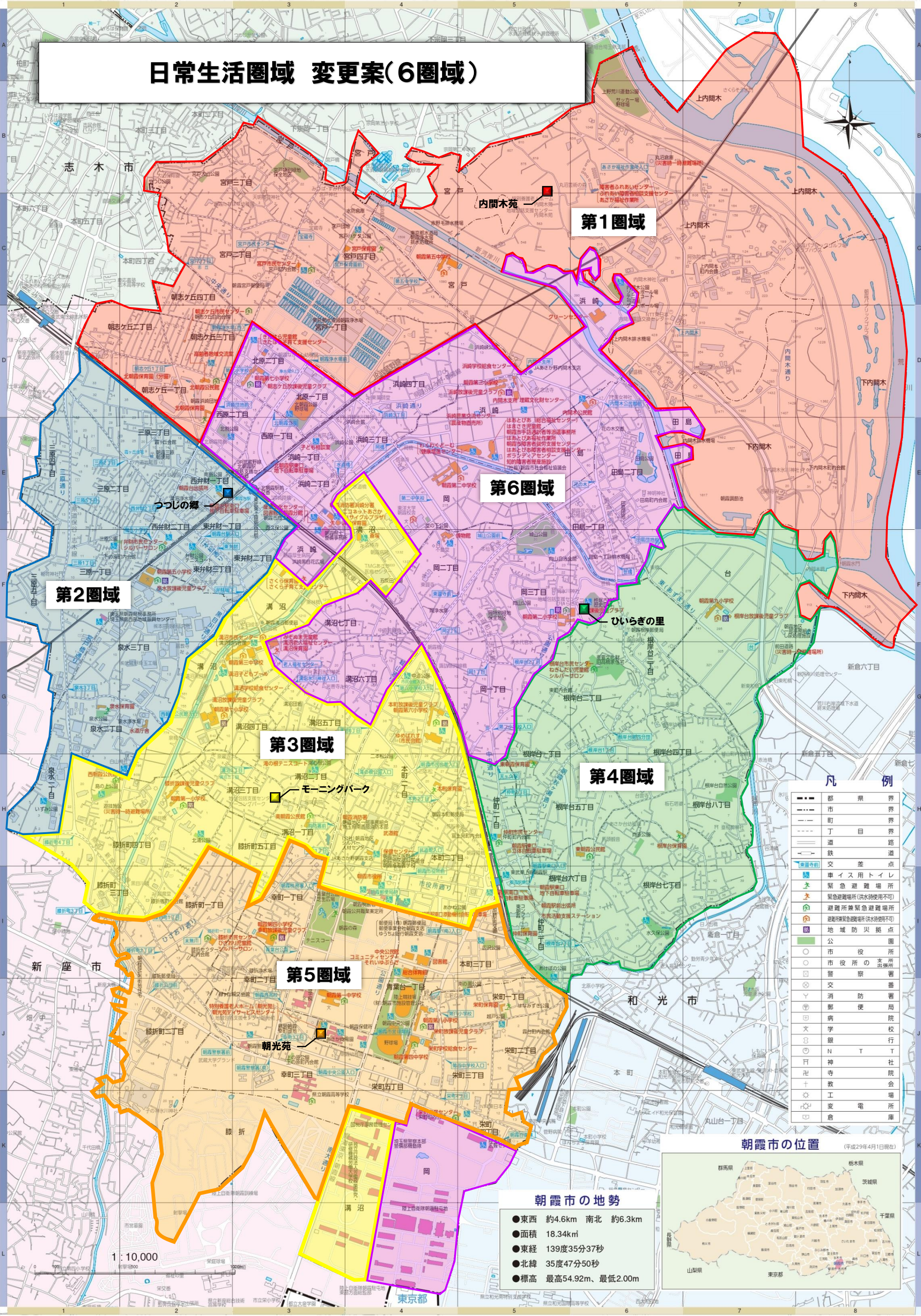
朝霞市の位置

(平成29年4月1日現在)



朝霞市の地勢

- 東西 約4.6km 南北 約6.3km
- 面積 18.34km²
- 東経 139度35分37秒
- 北緯 35度47分50秒
- 標高 最高54.92m、最低2.00m



日常生活圏域 変更案(6圏域)

第1圏域

第6圏域

第2圏域

第3圏域

第4圏域

第5圏域

凡 例	
	都 県 界
	市 界
	町 界
	丁 目 界
	道 路
	鉄 道
	交 差 点
	車 イ ス 用 ト イ レ
	緊 急 避 難 場 所
	緊 急 避 難 場 所 (洪 水 時 使 用 不 可)
	避 難 所 兼 緊 急 避 難 場 所
	避 難 所 兼 緊 急 避 難 場 所 (洪 水 時 使 用 不 可)
	地 域 防 災 拠 点
	公 民 館
	市 役 所
	市 役 所 の 支 出 所
	警 署
	交 番
	消 防 署
	郵 便 局
	病 院
	学 校
	銀 行
	N T
	神 社
	寺 院
	教 会
	工 場
	変 電 所
	倉 庫

朝霞市の位置 (平成29年4月1日現在)



朝霞市の地勢

- 東西 約4.6km 南北 約6.3km
- 面積 18.34km²
- 東経 139度35分37秒
- 北緯 35度47分50秒
- 標高 最高54.92m、最低2.00m

※地図表記 □:地域包括支援センター

(参考地図:別冊広報あさか 2017 年 11 月号)

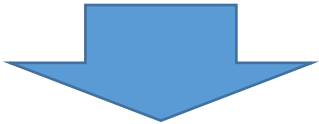
【圏域別人口一覧】

参考 1

①5圏域別人口一覧(推計値) ※自衛隊除く

令和3年4月1日現在

圏域名	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域		
担当地域	朝志ヶ丘、北原、西原、宮戸、大字宮戸、浜崎、大字浜崎、田島、上内間木、下内間木	東弁財、西弁財、三原、泉水、膝折町3丁目2～7、膝折町4丁目12～13、15～22、大字溝沼、大字浜崎	本町、溝沼、大字溝沼	岡、大字岡、仲町、根岸台、大字根岸、大字台、大字溝沼	青葉台、栄町、幸町、膝折町1～2丁目、膝折町3丁目1、膝折町4丁目1～11、14、膝折町5丁目、大字溝沼		合計
総人口(5圏域)	31, 712人	29, 709人	26, 855人	29, 731人	24, 778人		142, 785人
65歳以上	6, 483人	5, 461人	4, 686人	5, 768人	5, 444人		27, 842人
高齢化率	20. 4%	18. 4%	17. 4%	19. 4%	22. 0%		19. 5%



②6圏域別人口一覧 ※自衛隊除く

圏域名	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	第6圏域	
担当地域	朝志ヶ丘、宮戸、大字宮戸、上内間木、下内間木	東弁財、西弁財、三原、泉水	本町1～2丁目、溝沼1～5丁目、大字溝沼、膝折町3～5丁目	仲町、根岸台、大字根岸、大字台	青葉台、栄町、幸町、膝折町1～2丁目、大字膝折、本町3丁目	北原、西原、浜崎、大字浜崎、田島、大字田島、岡、大字岡、溝沼6～7丁目	合計
総人口(6圏域)	20, 891人	27, 034人	27, 561人	21, 612人	22, 797人	22, 890人	142, 785人
0～14歳	2, 746人	3, 368人	3, 954人	2, 949人	3, 113人	3, 313人	19, 443人
15～64歳 (内、40～64歳)	13, 372人 (7, 378人)	18, 696人 (10, 400人)	18, 817人 (10, 090人)	14, 358人 (7, 504人)	14, 687人 (8, 475人)	15, 570人 (8, 021人)	95, 500人 (51, 868人)
65歳以上	4, 773人	4, 970人	4, 790人	4, 305人	4, 997人	4, 007人	27, 842人
高齢化率	22. 8%	18. 4%	17. 4%	19. 9%	21. 9%	17. 5%	19. 5%
引継ぎ(受) (引継ぎ高齢者数)			膝折町3～5丁目、大字溝沼 (1, 136人)		本町3丁目 (190人)	北原、西原、浜崎、大字浜崎、田島、岡、大字岡、溝沼6～7丁目 (4, 007人)	(5, 333人)
引継ぎ(出) (引継ぎ高齢者数)	北原、西原、浜崎、大字浜崎、田島 (1, 710人)	膝折町3丁目2～7、膝折町4丁目12～13、15～22、大字溝沼、大字浜崎 (491人)	本町3丁目、溝沼6～7丁目 (1, 032人)	岡、大字岡、大字溝沼 (1, 463人)	膝折町3丁目1、膝折町4丁目1～11、14、膝折町5丁目、大字溝沼 (637人)		(5, 333人)

※引継ぎ高齢者数はいずれも推計値

日常生活圏域の見直しにおける意見・質問（市民、民生委員、自治会・町内会、第2層協議会など）

参考 2

《説明等の実施時期》

- ・市民：介護保険制度説明会 5地区（6月9日～17日）、市HP（7月1日～）
- ・民生委員：民生委員児童委員定例会 7地区（6月1日～15日）
- ・自治会町内会：自治会連合会理事会（7月13日）
- ・第2層協議体：協議体 5団体（6月11日～6月28日）

	意見・質問等	回答の有無	修正の有無
1	◎ひいらぎの里の事務所の位置について 既存のひいらぎの里の事務所が岡であるため、根岸台ではなくなるが、新しい包括が担当になるのか？	過去から根岸台地区の地域住民や民生委員等とつながりのあるひいらぎの里は、今後も引き続き根岸台を担当してもらう。また、変更が生じる地区においても、丁寧に引継ぎを行っていく。	—
2	◎溝沼6丁目、7丁目の圏域設定について どのような議論を経て設定に至ったのか？歴史的な違い等を見ても岡地域と溝沼地域には違いがある。中学校圏域でみても溝沼は三中の区域で、岡は二中の区域になる。圏域の分け方が強引ではないか？	膝折町地域の見直しを実施したことで、第3圏域の担当人口が大きく増加する。また、本町地域や溝沼地域の見直しは大幅な圏域変更になることを理解しつつ、人口の平準化を基本としながら、これまでのセンターと地域とのつながりを考慮して、案を作成した。 作成にあたっては、福祉部を中心に検討を重ね、その後、介護保険制度説明会や民生委員定例会、自治会町内会理事会等において、意見をいただく予定である。今回の意見は、持ち帰り、検討材料とする。	無
3	◎地域包括支援センターとの今後の連携について これまで一つのセンターとのつながりで完結していたところ、複数の包括が関わることとなると、どのように連携するのか？	現在、ひとつの民生委員地区が複数の包括の担当圏域にまたがっているエリアもあるが、民生委員定例会に複数の包括が参加させてもらったり、担当の違う地区の民生委員と個別にやりとりさせてもらうこととなる。来年度いきなり担当する包括が変更するのではなく、おおむね半年間をめどにひとつひとつ丁寧に引継ぎをしていく。	—
4	◎他の区域との整合性について 民生委員地区や学校区とあわせることはできなかったのか？	民生委員だけでなく、他の地区分けとの整合性も検討したが、学校区など、それぞれの目的に応じた区割りであることから、すべての反映は難しく、今回の見直しでは、高齢者人口の平準化に主眼をおいて圏域設定を行った。	—
5	◎圏域の変更の時期について 今はまだ案の段階というが、いつ変更が決定するのか？	圏域の変更案について、地域包括支援センター運営協議会の委員の承認を得たのち、圏域を定めている第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の内容を変更するため、必要な手続きを行い、8月中旬に確定予定である。	—
6	◎担当の引継ぎについて 引継ぎにあたっては、第6圏域を担当するセンターとの顔合わせ等はあるのか？	引継ぎの方法については、検討中だが、新しい担当のセンター職員等についても、変更後に民生委員などにも紹介できるようにしていきたい。	—

	意見・質問等	回答の有無	修正の有無
7	◎担当の引継ぎについて 担当は内間木苑が良いなどの意見があった場合は、特例が認められるのか？	地域包括支援センター同士の引継ぎの中で、引継ぎに同意されない方等がいた際は、丁寧に説明させていただくとともに、必要に応じ、一定期間、元のセンターが担当できることも、検討していく。	—
8	◎本件の問い合わせ場所について そのほか、意見等があった際は、長寿はつらつ課に問い合わせればよいか。	長寿はつらつ課で差し支えない。ただし、圏域の変更については7月中旬に案を確定し、その後、各手続きを進めていく必要があることから、7月上旬までに意見等を頂きたい。	—
9	◎新たな圏域について 第6圏域はひいらぎの里が担当することになるのか。	ひいらぎの里は変更案だと第6圏域に所在することになるが、担当圏域は第4圏域（根岸台・仲町）のままである。	—
10	◎新たな圏域について 第6圏域の設置場所はどこか。いつできるのか。	第6圏域は、7月以降プロポーザルを実施して選定するため、受託法人、設置場所等は未定。圏域の見直し自体は令和4年4月から実施予定である。	—
11	◎圏域の変更ではなく人員増による対応について 人口の増加を見越しているのであれば、高齢者人口の多少によって、センター職員の人員もセンターごとに調整すれば、圏域や担当の変更が生じなかったのではないかな？	日常生活圏域は、30分以内にサービスが提供されることが望ましいと、国から示されていることから、単に職員の人員の増減で対応するのではなく、地域割りを変更する必要性を考えた。	—
12	◎協議体の見直しについて 日常生活圏域が6つになることで、既存の圏域に設置している協議体も6つに分けるのか？	新たなセンターへの引継ぎなどを踏まえると、安定した支援体制が整うまでは、すぐに協議体を6つにすることは、難しいところ考えているが、各地域において、それぞれの地域特性に合った内容を実施することが求められるため、まずは、第8期計画期間中に、新たなセンターに第2層生活支援コーディネーターを設置し、その後、協議体の立ち上げ等を検討していく。	—

※本回答は、各説明実施日時点での回答となり、一部、すでに実施している内容も含まれます。

朝霞市公立小学校の少人数学級への 対応について報告書 (案)

【第Ⅰ版】

令和3年8月 日現在
朝霞市教育委員会

目 次

1 少人数学級制度について	1
(1) 少人数学級制度の趣旨	
(2) 少人数学級制度の概要	
(3) 埼玉県内の公立小学校における学級編成	
2 少人数学級を実施するための考え方	2
3 普通教室への転用	3
(1) 普通教室への転用基準	
(2) 転用可能教室数の状況	
4 市内小学校の普通教室数の現状と将来推計	5
(1) 朝霞第一小学校	
(2) 朝霞第二小学校	
(3) 朝霞第三小学校	
(4) 朝霞第四小学校	
(5) 朝霞第五小学校	
(6) 朝霞第六小学校	
(7) 朝霞第七小学校	
(8) 朝霞第八小学校	
(9) 朝霞第九小学校	
(10) 朝霞第十小学校	
(11) まとめ	
5 学区変更の考え方	11
6 今後の施設整備	12
(1) 転用整備計画	
(2) 施設整備の検討	
(3) 今後の施設整備スケジュール(予定)	

I 少人数制度について

(1) 少人数学級制度の趣旨

令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務教育標準法」）という。）の一部を改正する法律（以下、「改正義務教育標準法」）という。）が可決成立されました。

改正義務教育標準法は、Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況を踏まえ、誰一人残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編成の標準を段階的に引き下げるもので、令和3年4月1日から施行となりました。

(2) 少人数学級制度の概要

① 学級編成の標準の引き下げ

小学校の学級編成の標準を改正前の40人（第1学年は35人）から35人に引き下げるものです。

② 少人数学級の計画的な整備

令和7年3月31日までの間における学級編成の標準については、児童数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人学級とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別な事情がある小学校にあっては、40人とするものです。

【学級編成の標準の引下げに係る計画】

ア. 上記②について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編成の標準を引き下げるものです。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

（表1 学級編成の標準の引下げに係る計画）

イ. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設の整備に一定の期間を要するなど、特別な事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるように措置するものです。

(3) 埼玉県内の公立小学校における学級編成

埼玉県では、義務教育標準法に基づき、小学校第2学年の学級編成を35人を基準として定め、これにより本市でも小学校第1学年に加え、平成17年度より第2学年についても35人以下として学級編成を行っています※1。

※1 義務教育標準法第三条（学級編成の標準）第二項ただし書き

都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数（40人（第1学年は35人））を下回る数を、基準として定めることができる。

2 少人数学級を実施するための考え方

少人数学級を実施するため、令和3年3月31日付けで文部科学省から「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（以下、「学級編成等施行通知」という。）」が発出されました。学級編成等施行通知では、少人数学級の編成に向け教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中（令和7年3月31日まで）に令和7年度（計画完成年度）を見通した計画的な施設整備等を進めることが基本とされています。

また、施設の確保に当たっては次のとおりに検討を行うこととされています。

- ① 特別教室や会議室等の普通教室への転用
- ② 上記①によっても必要教室数が確保できず、校舎の増築等を行う場合には、その整備が終わるまでの間、適切な代替施設※2の確保を検討
- ③ 学校の同一建物若しくは敷地内又は近隣に公民館等の施設があり、こうした施設を使用することに教育上支障のないと認められる場合には、校舎の増築等の整備に代えて、あるいは整備が終わるまでの間の適切な代替施設としてこうした施設を利用することも考えられる。

本市においても学級編成等施行通知の内容を踏まえ、次のとおり検討を進めます。

- ア. 現在、特別教室や会議室等で使用している教室を普通教室への転用できるか検討します。
- イ. 転用は、普通教室の形態が整っている教室から行い、教育活動や学校運営に配慮して進めます。
- ウ. 転用により必要な教室を確保できない見込みの場合、令和7年度を見通した必要な施設の確保について検討します。

※2 適切な代替施設とは、教育環境を普通教室と同程度とすることができるかという観点や、代替施設において教育が行われる期間の長さ、その他各地域や学校の事情を総合的に勘案して学校設置者において判断すべきものとされています。

3 普通教室への転用

(1) 普通教室への転用基準

児童数の推計に基づき普通教室の不足が見込まれる場合は、まず転用可能な教室を普通教室として使用していきます。

その際、転用可能な教室のうち、まず「普通教室の形態の整っている教室」について、普通教室への転用を行います。この場合は、各小学校の状況に応じて転用を行うこととなり、学校がその教育活動の実情に応じ、普通教室への転用教室を選択していきます。

児童数の推移に基づく普通教室の不足により、普通教室へ転用する工事等を伴う場合は、工事実施時期の前々年度から学校と教育委員会で協議を行いながら検討を進めていくこととなります。

また、少人数学級を実施するにあたり、下記の「普通教室に転用できない教室」は、小学校として必要最低限の機能を持たすために必要な教室です。それ以外の教室については、工事が必要な教室も含めて、可能な限りの普通教室数としました。

なお、普通教室に転用する際には、現在使用している教室の機能を別の教室に移す必要がある場合があり、転用可能な教室としている教室でも転用できなくなる場合もあります。

① 普通教室に転用できない教室

ア. 理科室、家庭科室、保健室等（ガスや水道等の配管などがある教室）

イ. 音楽室（階段構造等の教室）

ウ. 事務室、図書室（移動等ができる場合は可能）

エ. 職員室、校長室

オ. 教室の構造上、普通教室には適していない教室（例：教室の形状が複雑等）

※第2教室としている教室（第2理科室・第2音楽室等）は、上記に当たらない場合は転用可能教室とする。

② 転用可能な教室

ア. すでに普通教室の形態の整っている教室で、現在は他の用途で使用している特別教室等（例：少人数教室、外国語ルーム等）

イ. エアコンなどの設置工事等が必要となるが、普通教室に整えることが可能な教室（例：コンピューター室、更衣室等）

（２）転用可能教室数の状況

（１）で示した普通教室への転用基準に基づき、市内小学校の転用可能教室の調査を行った結果は、下表のとおりです。この転用可能教室数に令和３年度の普通教室数を足したものが各小学校の最大教室数となります。

学校名	普通教室の 形態が整って いる特別教室 等	工事等を伴う が普通教室 に整備できる 特別教室等	転用可能教室 計 (A)	R3 普通教室数 (B)	最大 教室数 (A+B)
第一小学校	12	6	18	20	38
第二小学校	3	4	7	24	31
第三小学校	—	9	9	24	33
第四小学校	5	2	7	22	29
第五小学校	7	1	8	32	40
第六小学校	1	6	7	29	36
第七小学校	8	5	13	25	38
第八小学校	10	1	11	37	48
第九小学校	2	2	4	14	18
第十小学校	3	6	9	25	34

（表２ 転用可能教室数一覧）

4 市内小学校の普通教室数の現状と将来推計

少人数学級を実施するための市内各小学校の普通教室として使用できる教室の現状と、令和3年5月1日現在の令和9年度までの推計は次のとおりです。推計に当たって、特別支援学級については増加傾向となっているため、令和6年度までは現在の実数とし、少人数学級編成の完成年度（令和7年度）から各学校4学級の編成を見込んでいます。また、通級指導教室は現在の実数のままで見込んでいます。

（1）朝霞第一小学校

最大 教室数	38						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	20	20	20	20	22	22	21
うち 通常学級数	18	18	18	18	18	18	17
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		—	—	—	2	—	△1

（表3 朝霞第一小学校における普通教室数の現状と将来推計）

令和3年度の朝霞第一小学校の普通教室数は、20教室となっています。

転用可能教室は18教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室が多く、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

（2）朝霞第二小学校

最大 教室数	31						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	24	24	24	26	28	29	30
うち 通常学級数	22	22	22	24	24	25	26
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		—	—	2	2	1	1

（表4 朝霞第二小学校における普通教室数の現状と将来推計）

令和3年度の朝霞第二小学校の普通教室数は、24教室となっています。

転用可能教室は7教室ありますが、普通教室の形態が整っていない教室もあります。このため、普通教室の転用について学校と調整を図りながら実施していくことが必要です。

なお、現在の推計では普通教室への転用工事を実施すれば少人数学級に対応できる見込みです。

(3) 朝霞第三小学校

最大 教室数	33						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	24	26	28	29	32	32	32
うち 通常学級数	21	23	25	26	28	28	28
うち 特別 支援学級数	3	3	3	3	4	4	4
前年度から の増減		2	2	1	3	—	—

(表5 朝霞第三小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第三小学校の普通教室数は、24教室となっています。

転用可能教室は9教室ありますが、いずれも普通教室の形態が整っていない教室のため、全て翌年度開始前に普通教室へ転用する工事が必要です。

なお、現在の推計では普通教室への転用工事を実施すれば少人数学級に対応できる見込みです。

(4) 朝霞第四小学校

最大 教室数	29						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	22	22	22	22	24	24	24
うち 通常学級数	18	18	18	18	18	18	18
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
うち 通級 指導教室	2	2	2	2	2	2	2
前年度から の増減		—	—	—	2	—	—

(表6 朝霞第四小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第四小学校の普通教室数は、通級指導教室を含めると22教室となっています。

転用可能教室は7教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(5) 朝霞第五小学校

最大 教室数	40						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	32	33	34	35	37	37	35
うち 通常学級数	29	30	31	32	32	32	30
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
うち 通級 指導教室	1	1	1	1	1	1	1
前年度から の増減		1	1	1	2	—	△2

(表7 朝霞第五小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第五小学校の普通教室数は、通級指導教室を含めると32教室となっています。

転用可能教室は8教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(6) 朝霞第六小学校

最大 教室数	36						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	29	31	34	36	40 (不足)	41 (不足)	41 (不足)
うち 通常学級数	27	28	31	33	36	37	37
うち 特別 支援学級数	2	3	3	3	4	4	4
前年度から の増減		2	3	2	4	1	—

(表8 朝霞第六小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第六小学校の普通教室数は、29教室となっています。

転用可能教室は7教室ありますが、1教室は令和4年度に特別支援学級に転用する見込みがあり、残る6教室はいずれも普通教室の形態が整っていない教室のため、全て翌年度開始前に普通教室へ転用する工事が必要です。

また、全ての転用可能教室を普通教室にしても令和7年度からは少人数学級に対応できない見込みです。

(7) 朝霞第七小学校

最大 教室数	38						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	25	26	26	27	30	30	31
うち 通常学級数	23	24	24	25	26	26	27
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		1	—	1	3	—	1

(表 9 朝霞第七小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第七小学校の普通教室数は、25教室となっています。

転用可能教室は13教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(8) 朝霞第八小学校

最大 教室数	48						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	37	40	42	42	45	46	45
うち 通常学級数	35	38	40	40	41	42	41
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		3	2	—	3	1	△1

(表 10 朝霞第八小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第八小学校の普通教室数は、37教室となっています。

転用可能教室は11教室ありますが、普通教室の形態が整っている教室があり、推計を見ても現在ある教室で少人数学級に対応できる見込みです。

(9) 朝霞第九小学校

最大 教室数	18						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	14	15	16	17	21 (不足)	23 (不足)	24 (不足)
うち 通常学級数	12	13	14	15	17	19	20
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
前年度から の増減		1	1	1	4	2	1

(表 11 朝霞第九小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第九小学校の普通教室数は、14教室となっています。

転用可能教室は4教室ありますが、2教室は普通教室の形態が整っているため、令和3・4年度は工事の必要はありませんが、令和5年度以降は次の年度開始前に教室を転用する工事が必要です。

また、全ての転用可能教室を普通教室にしても令和7年度からは少人数学級に対応できない見込みです。

(10) 朝霞第十小学校

最大 教室数	34						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
普通教室数	25	28	29	28	30	30	29
うち 通常学級数	22	25	26	25	25	25	24
うち 特別 支援学級数	2	2	2	2	4	4	4
うち 通級 指導教室	1	1	1	1	1	1	1
前年度から の増減		3	1	△1	2	—	△1

(表 12 朝霞第十小学校における普通教室数の現状と将来推計)

令和3年度の朝霞第十小学校の普通教室数は、通級指導教室を含めると25教室となっています。

転用可能教室は9教室ありますが、普通教室の形態が整っていない教室もあります。このため、普通教室の転用について学校と調整を図りながら実施していくことが必要です。

なお、現在の推計では普通教室への転用工事を実施すれば少人数学級に対応できる見込みです。

(11) まとめ

学校名	最大 教室数	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
第一小	38	20	20	20	20	22	22	21
第二小	31	24	24	24	26	28	29	30
第三小	33	24	26	28	29	32	32	32
第四小	29	22	22	22	22	24	24	24
第五小	40	32	33	34	35	37	37	35
第六小	36	29	31	34	36	40 (不足)	41 (不足)	41 (不足)
第七小	38	25	26	26	27	30	30	31
第八小	48	37	40	42	42	45	46	45
第九小	18	14	15	16	17	21 (不足)	23 (不足)	24 (不足)
第十小	34	25	28	29	28	30	30	29

(表 13 市内小学校における普通教室数の現状と将来推計)

上記の表は、(1)から(10)まで示した各小学校の現状と将来推計をまとめたものです。

推計によると市内小学校のうち、朝霞第一小学校、朝霞第四小学校、朝霞第五小学校、朝霞第七小学校及び朝霞第八小学校の5校については、普通教室の形態が整っている教室を転用することで少人数学級に対応できる見込みとなっています。

朝霞第二小学校、朝霞第三小学校及び朝霞第十小学校の3校については、特別教室等から普通教室に転用するなどの工事が必要となる見込みです。

朝霞第六小学校及び朝霞第九小学校の2校については、普通教室への転用だけでは対応できない見込みとなっており、いずれの小学校も令和7年度の第6学年に実施する少人数学級で普通教室の不足が見込まれています。

なお本市は、人口が増加傾向となっており、児童数・学級数の推移により普通教室の不足が新たに生じる可能性があるため、毎年度の推計を注視すると共に、学校と調整をしながら検討を行っていく必要があります。

5 学区変更の考え方

「4 市内小学校の普通教室数の現状と将来推計」で市内の小学校の現状等について示しましたが、小学校によっては転用できる教室があり、少人数学級にすぐに対応できる小学校がある一方、増築等の検討をしなければ少人数学級に対応できない小学校もある状況となっています。

このような状況の中で少人数学級を実施するために、学区変更をすることで少人数学級を実現するという方法が考えられます。

本市では、平成22年に朝霞第四小学校が旧朝霞第一中学校の跡地に新築・移転したことに併せ、朝霞第一小学校及び朝霞第六小学校の一部を朝霞第四小学校に学区変更しました。

この学区変更では、高学年であるほど元の小学校に通いたいという方が多く、実際に学区変更をしていただけた方は、対象となる児童のおよそ3分の1で、残る3分の2の方は元の小学校に通われています。その後、兄弟姉妹の関係も大きく影響し、学区どおりに通学するまで、10年近くかかっている状況となっています。

学区変更は、教育委員会から通学区域審議会へ諮問し、審議会での調査、審議を経る必要があります。審議の結果、適当とされた場合においても保護者や地域住民の方に説明し、理解を得て、決定するまでに3年以上が必要となります。また、隣接する他校に一部学区を変更し、当該校の児童数を抑えたとしても、変更先の学校の教室が不足すると見込まれます。

さらに学級編成等施行通知では、少人数学級の編成に向け教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中に令和7年度（計画完成年度）を見通した計画的な施設整備等を進めることが基本とされています。令和7年度から少人数学級を実施するために校舎等を増築する場合は、3年以上の期間が必要となり、遅くとも令和4年度から設計業務に着手しなければなりません。

少人数学級は、令和7年度までに実施しなければならないことや保護者や地域の住民の方との合意形成に要する期間等を総合的に勘案すると学区変更で少人数学級を実現することは難しいものと考えます。

一方、市内全域の教育を今後、どのように進めていくかということを長期的視点に立って考えると学区変更は検討していかなければならない課題であると考えています。

6 今後の施設整備

(1) 転用整備計画

普通教室等への転用整備は、学級数の推計に基づき、随時、見直しを行いながら進めていきます。「3 普通教室への転用」でも示しましたが、児童数の推計に基づき普通教室の不足が見込まれる場合は、まず転用可能な教室のうち、まず「普通教室の形態の整っている教室」について、普通教室への転用を行います。この場合は、各小学校の状況に応じて転用を行うこととなり、学校がその教育活動の実情に応じ、普通教室への転用教室を選択していきます。

普通教室へ転用する工事等を伴う場合は、工事実施時期の前々年度から学校と教育委員会で協議を行いながら検討を進めていくこととなります。

今回は、令和3年度及び令和4年度における普通教室に転用する教室として、学校と協議のうえ、下表のと通りの計画としました。転用計画における転用前の機能につきましては、子供たちの学習活動や学校の教育活動等にできるだけ影響のないように進めていきます。なお、令和5年度以降については、今後、学校と調整していきます。

学校	整備方針	転用教室
第一小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。	
第二小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。	
第三小	・令和3年度に2教室、令和4年度中に2教室の整備工事をする。	
	・令和3年度中に通常学級(+2)整備	(外国語)学習ルーム
		PTA会議室
	・令和4年度中に通常学級(+2)整備	更衣室(職員用)
		図工準備室
第四小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。	
第五小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和4年度に1教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	
第六小	・令和3年度に1教室及び令和4年度の整備工事のための設計、令和4年度中に3教室の整備工事をする。(上記に加え、令和4年度に特別支援学級が1教室増となる予定(プレイルームを転用)。工事不要で対応が可能)。	
	・令和3年度中に通常学級(+1)整備	PTA会議室・相談室
	・職員更衣室への整備工事設計	
	・令和4年度中に通常学級(+3)整備	コンピューター室
		生活科室
		職員更衣室
第七小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和4年度に1教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	

(表 14-1 転用整備計画)

学校	整備方針	転用教室
第八小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和4年度に3教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	
第九小	・令和3・4年度の転用整備予定なし。 (令和3年度と令和4年度に各1教室増となるが、工事不要で普通教室への対応が可能。学校で選択する。)	
第十小	・令和3年度に3教室、令和4年度中に1教室の整備工事をする。	
	・令和3年度中に通常学級(+3)整備	児童会室
		多目的室
		多目的室
	・令和4年度中に通常学級(+1)整備	生活科室

(表 14-2 転用整備計画)

(2) 施設整備の検討

これまで各小学校の施設状況を示しましたが、これらの整備を行っても朝霞第六小学校と朝霞第九小学校は令和7年度から普通教室の不足が生じるため、改正義務教育標準法の経過措置が終了する令和7年度開始までに校舎を増築する必要があります。

また、校舎増築の検討に当たっては、不足する普通教室を確保するほか、転用により使用することができなくなった特別教室等の復旧について、教育活動や円滑な学校運営の必要性を勘案しながら検討していく必要があります。

① 朝霞第六小学校

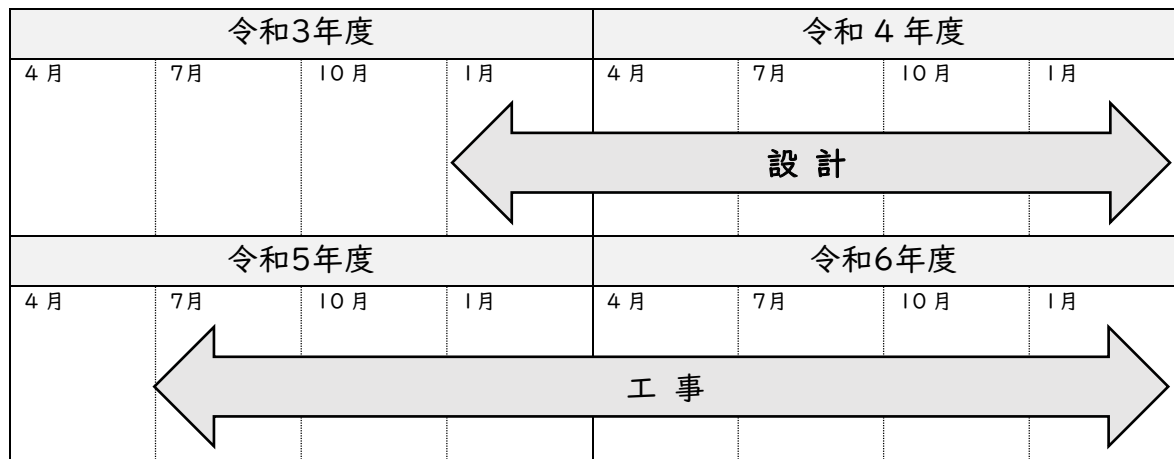
朝霞第六小学校は、特別支援学級を含め12教室必要となっていますが、転用可能教室は7教室となっているため、5教室が不足する見込みとなります。

② 朝霞第九小学校

朝霞第九小学校は、特別支援学級を含め10教室必要となっていますが、転用可能教室は4教室となっているため、6教室が不足する見込みとなります。

※今後、校舎を増築できる場所の選定等の検討を進めていきます。

(3) 今後の施設整備スケジュール（予定）



(表 15 今後の施設整備スケジュール（予定）)